

「生きる力」をはぐくむ教育を進めるために

これからの社会に柔軟かつ的確に対応する教育を進めていくために、学校の組織と運営を適切に理解することが大切です。

今、学校は、いじめ、不登校など様々な課題を抱えています。こうした課題を早急に克服するとともに、一人一人の児童生徒に、「生きる力」の育成を基本として、生涯学習の基礎をはぐくみ、充実した自己実現の場としての学校を創造していくことが求められています。

1 学校

(1) 学校とは

学校は、児童生徒のための教育機関であり、学校教育の在り方、学校制度、教育内容、児童生徒の入学・卒業などに関する各種の法令に基づいて設置・運営されている。公立の学校については施設・設備に関する行政上の規定の他、教職員の勤務については公務員として特別の規定がなされている。学校は、国民や保護者から児童生徒の教育を付託されて、公教育を実施していく場である。

そのため、学校では、教育関係諸法令及び学習指導要領に基づき、児童生徒の実態や地域の特色を踏まえて学校の教育目標を定め、教育の目的を達成して社会や保護者の期待と信頼にこたえなければならない。

学校の教育目標は、次代の社会の担い手としての児童生徒を育成するために、目指すべき望ましい人間像を理念として表現したものである。各学校は、教育目標の実現のために教育課程などの教育計画を策定し、これに従って教育活動を実施していくのである。

そして、すべての学校教育活動は、これらの理念に基づいた校長の経営方針の下で、施設・設備を有効に活用し全教職員による組織を通して行われるのであり、各教職員は組織の一員として、教育を推進するものである。

(P.12 「学習指導要領と教育課程の編成」参照)

(2) 学校教育の在り方

学校は、人類が長い年月をかけて創造してきた学問や芸術、言語、価値観、行動様式などの文化を、次世代に伝えるという重要な役割をもっている。

第15期中央教育審議会第一次答申は、「教育においては、どんなに社会が変化しようとも、『時代を超えて変わらない価値のあるもの』(不易)がある。豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、自然を愛する心など、こうしたものを子どもたちに培うことは、いつの時代、どこの国の教育においても大切にされなければならない。」と述べている。

これからの学校においても、児童生徒が自らの個性を存分に発揮しながら、時代を超えて変わらない価値のあるものを確実に身に付けられるよう指導し

ていかねばならない。

しかし、また、学校は、『時代の変化とともに変えていく必要があるもの』（流行）にも柔軟に対応していかなければならない。

児童生徒が、自己実現を図りながら、主体的に生きていくために必要な資質や能力を身に付けるという視点から、教師は、不易と流行を十分踏まえた教育活動を進めていく必要がある。

(3) 生涯学習における 学校の役割

ア 生涯学習の基盤を 培う学校

学校教育は、生涯にわたる学習の基盤を培い、社会の激しい変化に主体的に対応できる心豊かな人間の育成に努めるという重要な役割を担っている。

人間が一生を通じて成長するための基盤を培い、社会の一員として望ましい人間性をはぐくむためには、知・徳・体のすべてにわたって調和のとれた発達を図ることが大切である。

したがって、学校においては、自ら考え、主体的に判断し、表現したり、行動したりすることができる資質や能力を身に付けた児童生徒を育成するため、基礎・基本を徹底して学力の充実・向上を図り、一人一人の個性を生かすための教育の充実に努めなければならない。また、生命を大切にす心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじるなど豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の充実に努めなければならない。また、生命を大切にす心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじるなど豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の充実に努めなければならない。また、生命を大切にす心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじるなど豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の充実に努めなければならない。

イ 完全学校週5日制

完全学校週5日制は、幼児、児童及び生徒の家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間を増やし、「ゆとり」の中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちに社会体験や自然体験などの様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」をはぐくむことを目的としている。

学校においては、完全学校週5日制の趣旨を踏まえた教育活動の充実について全教職員の共通理解を図り、教育課程や学校運営における工夫改善に取り組むことが重要であり、同時に開かれた学校づくりを推進する上からも、家庭や地域社会の理解と協力を得、連携することではじめてその趣旨を踏まえた教育活動の展開となることを十分認識しなければならない。

なお、地域社会全体で子どもたちを育てる環境づくりの観点からも、教師は地域住民の一人として、地域社会の活動にボランティアとして参加したり、地域の子どもたちとの接触を深めたりすることが期待されている。

ウ 生涯学習の場としての学校

生涯学習における学校のもう一つの役割は、生涯学習機関としての学校が、様々な学習機会の場を提供することである。これからの生涯学習社会にあっ

て、地域の人々の多様かつ高度な学習需要に対応できるよう、学校のもつ優れた人的・物的教育機能を生かした学習機会の場を積極的に提供していくことが大切である。

京都府においては、学校は教育の専門機関としての自覚に立ち、「京都OWN学習プラン」（京都府生涯学習基本構想）を指針として府立学校開放講座、体育施設開放事業などの実施や、地域の人材や学習素材の活用などを取り入れた教育課程など特色ある教育実践が多くの学校で進められている。

生涯学習

生涯学習とは、人々が自己の充実や生活の向上のため、その自発的な意志に基づいて、必要に応じ自己に適した手段・方法を自ら選び、生涯を通じて行う学習であり、学校教育、社会教育、家庭教育をはじめ民間教育機関や企業が行う各種教育などを包括した広い概念である。

したがって、生涯学習は、学校や社会の中で意図的・組織的に行われる学習活動だけではなく、文化・スポーツ・趣味・ボランティアなどの幅広い活動の中で行われる学習である。

生涯学習は、社会の成熟化に伴う学習需要の増大への対応から、その振興が求められている。人々が社会生活や家庭生活の中で、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができ、適正に学習の成果や蓄積が認められる生涯学習社会を築いていくことは、我が国全体の重要な課題となっている。

(4) 学校・家庭・地域社会の連携

家庭・地域社会は、児童生徒の人間形成にとって最も基本的な役割を果たす場である。したがって、学校は、家庭や地域の人々とともに児童生徒を育てていくという視点に立ち、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、相互にバランスのとれた教育が行われるよう、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。（開かれた学校づくり）

具体的には、地域の人的・物的環境の活用、学校施設の開放や地域の人々や児童生徒向けの学習機会の提供などがある。

また、学校の教育方針や特色ある教育活動、児童生徒の状況などについて家庭や地域の人々に説明して理解・協力を求めたり、家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握し、自校の教育活動に生かしたりすることが大切である。

(5) 特色ある学校づくり

特色ある学校づくりは、自校の教育目標を達成するために各学校が主体的に編成する教育課程に創意・工夫を加え、教育の活性化を図ることである。そのためには、学校の伝統や校風を大切にするとともに地域社会や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程

を編成し、その効果的な実施に向けて取り組んでいかなければならない。

さらに、教育課程の実施状況の自己点検・自己評価を行った上で、学校評議員制度などを活用して、保護者や地域の人々へ十分説明したり意見を聞いたりすることにより、学校教育への信頼を一層高めていくことが大切である。

学校評議員制度

学校評議員制度は、保護者や地域の人々の意見を幅広く校長が聞くためのものであり、この制度を活用して地域社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域社会と連携協力しながら、特色ある教育活動をより活発に展開することを目指すものである。

学校評議員制度のしくみは次のようになっている。

学校評議員は、教育委員会の判断により学校ごとに置かれる。

学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営について意見を述べる。

学校評議員は、教育に関して理解や識見をもつ者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

(関連法規 / 学校教育法施行規則第23条の3)

(6) 学校の組織とその役割

学校の教育目標は、実際に教育活動を担う一人一人の教職員によって実現される。複数の教職員が集まって活動を行う学校で、調和のとれた学校運営がなされ、それぞれの活動が教育効果を上げるには、教育目標の実現に向かって組織として効果的に機能することが必要である。そのために、各学校には、実態に合わせて、校務分掌が設けられている。

(関連法規 / 学校教育法施行規則第22条の2他)

7 校務分掌

校務分掌とは

校務が円滑に行われるためには、仕事の分担が合理的に行われ、一定の秩序の下に処理されなければならない。こうした観点から校務分掌とは、校長が校務を処理するために組織を定め、教職員に分担させることをいう。

校務分掌の内容

校務分掌の主な内容は、次のようなものである。

学校教育の運営に関すること。

教育課程の編成、実施、改善に関すること。

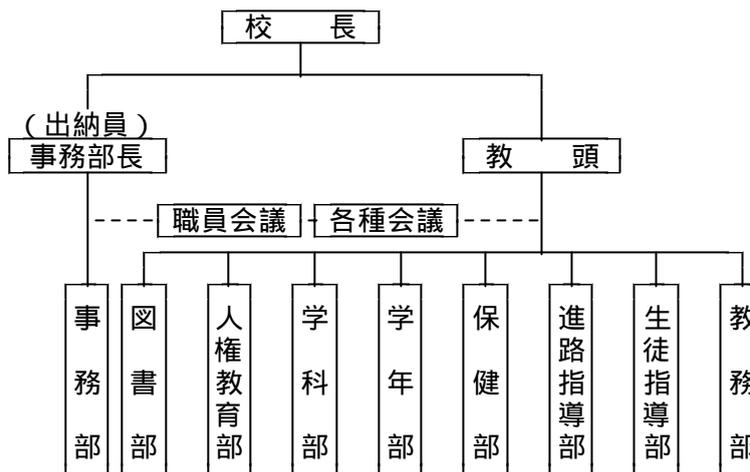
児童生徒の指導、管理に関すること。

児童生徒の保健安全に関すること。

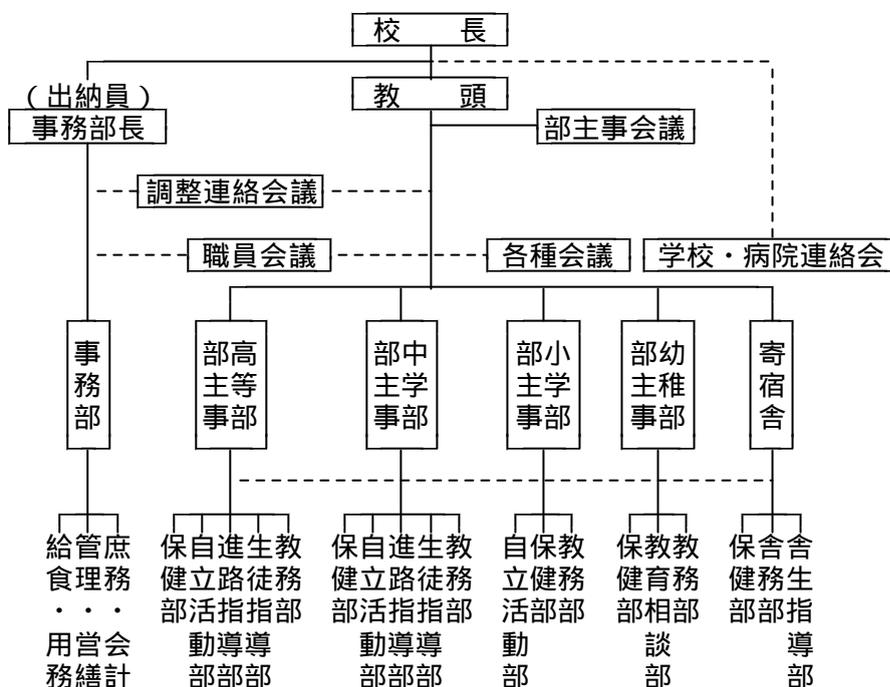
学校の施設・設備（教材教具等を含む）に関すること。

地域・関係諸機関・団体等との連絡調整に関すること。

(高等学校)



(盲・聾・養護学校)



「各部(小・中・高)に学年部を置く学校がある。」

校務分掌の運営

校務分掌を担当するに当たっては、以下の考え方に留意する。

全教職員がそれぞれ校務の一部を分担し、各自が分担する校務について、校内組織全体の中で占める位置、役割、他の分掌との関連などを十分に理解するとともに、相互に協力し、補い合い、組織的・有機的に活動を処理していくことが、校務を遂行し、教育活動を展開していく上で重要である。

分担した校務の遂行に当たっては、学校の教育目標を具現化するための創意と工夫が必要であるとともに、それが組織全体に活かされることが大切である。したがって、他の分掌との連携を十分に図りながら、教職員間の好ましい人間関係をつくるように心がけ、各自の職責遂行に努めることが大切である。

イ 職員会議等

職員会議は、学校運営を円滑かつ効果的に行うため、校長が必要に応じ招集し主宰するもので、所属職員の意見を聞いたり、運営方針を周知徹底させたり、職員相互の事務連絡を図るなど校長の職務執行上の補助機関として位置付けられるものである。

(学校教育法施行規則第23条の2、第55条、第65条、第73条の16)

(京都府立学校の管理運営に関する規則)

(各市町村立小学校及び中学校の管理運営に関する規則)

なお、職員会議をはじめとする諸会議に当たっては、次のことに留意する。

会議資料を整理し、保管する。なお、職務上知り得た秘密を漏らさない。
(関連法規/地方公務員法第14条-秘密を守る義務)

校長の指示や会議の内容を把握し、理解する。

出席できない場合は、事前に連絡するとともに、会議録や資料などで会議の内容の熟知に努める。

2 学習指導要領と教育課程の編成

(1) 学習指導要領と教育課程

学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることができる機会を保障するために、法令に基づいて国が定めている教育課程の基準である。

その内容は、校種により違いがあるが、総則、各教科、道徳、特別活動、及び自立活動などによって構成されている。

学習指導要領は、教育課程の編成はもちろん、年間指導計画の作成、指導目標や指導事項の設定等、日々の教育活動を進める際の最も基本となるものである。

なお、学習指導要領は、指導内容やその取扱いについて大綱的に示しているものであり、それを十分読み取るために、次のような資料を活用し、理解を深めることが大切である。

以下、学習指導要領の引用は、平成10年12月（小・中学校）、平成11年3月（高等学校、盲・聾・養護学校）の告示による。なお、学習指導要領解説もこれに基づく。

【小・中学校】

学習指導要領解説（総則編、各教科編、道徳編、特別活動編）

【高等学校】

学習指導要領解説（総則編、各教科編、特別活動編）

【盲・聾・養護学校】

学習指導要領解説（総則等編、各教科、道徳及び特別活動編、自立活動編）

なお、幼稚園及び幼稚部における教育課程の基準は、それぞれ幼稚園教育要領、盲・聾・養護学校幼稚部教育要領に示されている。

また、教育課程は、学校教育の目的や目標（P. 135～137参照）を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

教育課程は、次の内容で編成される。

【小・中学校】 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間

【高等学校】 各教科、特別活動、総合的な学習の時間

【盲・聾・養護学校】 各教科、道徳、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間

ただし、小学校第1・2学年及び知的障害養護学校小学部には、総合的な学習の時間は設けていない。

(2) 教育課程の編成

各学校においては、具体的に教育目標を設定し、教育内容を組織し、授業時数を配当する。これらの三つの要素を有機的に関連付け、計画し、学校の創意工夫を生かしつつ、教育課程を適切に編成しなければならない。

なお、編成の原則として次のことがあげられる。

法令及び学習指導要領並びに教育委員会の編成基準等を遵守すること。

地域や学校の実態を考慮すること。

幼児、児童又は生徒の心身の発達段階や特性等を考慮すること。

(幼児児童生徒の障害の状態、発達段階、特性等を考慮すること。

- 盲・聾・養護学校)

児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指すこと。

課程や履修形態(学年制・単位制)、学科の特色を十分考慮すること。

(高等学校)

教育課程は、校長の責任において編成するものであり、その方針については、学習指導要領第1章総則において次のように示されている。

【小学校】

「各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。」

【中学校】

「各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。」

【高等学校】

「各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。」

【盲・聾・養護学校】

「各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、その障害の状態及び発達段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。」

(3) 盲・聾・養護学校の教育課程

盲・聾・養護学校の教育課程は、原則として、小学校・中学校・高等学校に準ずることとなっているが、次のような独自の指導領域を設けるとともに種々の特例によって、児童生徒の実態等に応じて弾力的な編成ができるよう

配慮されている。

まず、個々の児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目標として、自立活動という特別な指導を行う領域が設けられている。

また、学習が困難な児童生徒について特に必要がある場合には、各教科の目標や内容に関する事項の一部を取り扱わないことや、全部又は一部を下学年や下学部のものによって替えることができるなど弾力的な編成も可能である。（学習指導要領第1章総則第2節教育課程の編成の重複障害者等に関する特例）

さらに、主たる障害が知的障害であったり、あるいは障害を重複している場合など、児童生徒の発達段階や障害の状態によっては、特に必要がある場合には、教科の全部又は一部を合わせたり、また、各教科、道徳、特別活動、自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行うことが認められている。

特に知的発達が未分化な場合は、領域・教科を並列的に指導するより領域・教科に含まれる内容を一定の中心的な題材等に有機的に統合して、総合的に学習をする方がより効果的な学習となるため、「領域・教科を合わせた指導」という特例が設けられている。（学校教育法施行規則第73条の11 及）

実際の指導に当たっては、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などが実践されてきている。

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心にすえて、身体活動を活発にし、友達とのかかわりを促し、意欲的な活動を育てていくものである。

生活単元学習は、児童生徒が生活上の課題処理や問題解決のための一連の目的活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するものである。

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にすえ総合的に学習するものであり、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立を目指し、生活する力を高めることを意図するものである。

（盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領解説）

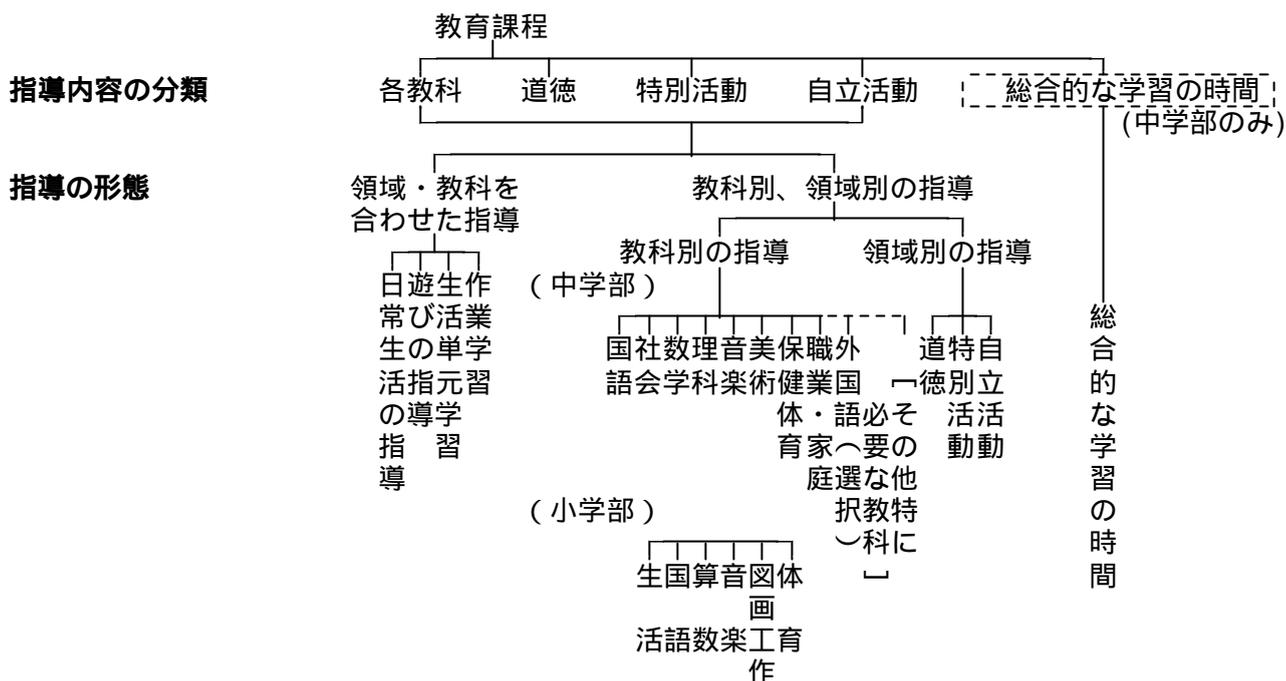
なお、重複障害があるため、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行う訪問教育がある。

また、小・中学校の障害児学級の教育は、原則として、小・中学校の学習指導要領に沿って行われるが、特に必要な場合は、盲・聾・養護学校の学習指導要領を参考にして特別な教育課程を編成することができる。

（参照 / 学校教育法施行規則第73条の19）

指導内容の分類と指導形態

(知的障害のある児童生徒を教育する小学部・中学部の例)



小学部の教育課程は、各教科、道徳、特別活動及び自立活動により編成する。

(4) 教育課程の具体化

学校教育においては、生涯にわたる学習の基盤を培うため、教育活動全体において基礎・基本を徹底して学力の充実・向上を図るとともに、個性を生かす教育の充実に努めることが強く求められている。

そこで、各学校では、地域の特性や児童生徒の実態に応じて編成された教育課程に基づき、以下のような計画を定め、一人一人の児童生徒に対応した教育を実践していかなければならない。

学校教育全体計画の作成

教育活動の目標と内容等（各教科・領域相互の関連）

授業時数等の配当

年間授業時数と各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間・自立活動の授業時数等

各領域等の全体計画（道徳、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動等）の作成

各学年の系統性を踏まえた学年別の目標と内容等

年間指導計画（各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動等）の作成

単元・教材名、目標、学習内容、評価規準等

学級経営案と道徳の学級における指導計画の作成

これらの諸計画を踏まえて、担当分掌、教科担任及び学級担任が以下の実施計画案を作成し具体的に実施することになる。

実施計画

週案（P.26「週案例」参照）

教科担任及び学級担任が作成する一週間単位の教育活動の計画であるとともに、教育課程実施記録である。一時間ごとに単元（教材）名、本時の目標、主な学習内容、準備物、評価の観点等を記入し、実施後には授業の評価等を記入する。

日案及び学習指導案（P.27「学習指導案様式例」参照）

日案は、一日単位の教育計画で、学校行事など一日単位の行事を実施するとき、特に必要なものである。学習指導案は、一授業時間についての実施計画である。

教育課程は、実施状況等を絶えず組織的に評価し、改善していかねばならない。週案は、教育課程を計画的に実施し、評価する際の資料となり、授業改善に役立つものである。

また、盲・聾・養護学校においては、自立活動の指導及び重複障害者の指導に当たって、個に応じた指導を進めるために、一人一人の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成することが必要である。

3 教科

(1) 教科指導の基本的な考え方

学校教育の中で、教科指導のもつ意義は、先人が創り出し蓄積してきた文化（科学・技術・芸術など）の基礎を児童生徒に系統的に習得させるとともに、よりよい社会を形成するための知識やものの見方や感じ方、考え方を身に付け、個性や創造性を発揮しながら生きていく資質や能力を育成することにある。

自ら学び自ら考えるなどの「生きる力」を育成するためには、指導方法の一層の改善に努め、基礎・基本の徹底による学力の充実・向上と個性を生かす教育を推進しなければならない。

そのため、教師は能力・適性、興味・関心等が異なる児童生徒一人一人の特性を理解し、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導を行うことが必要である。

学習の主体は児童生徒であり、教師の役割は児童生徒の主体的な学習を通して、目標を達成できるように適切な指導を行うことである。教科の指導に対するこのような基本的な考え方を明確にもつことが必要である。

ア 基礎・基本の確実な定着

「生きる力」を育成する上で、基礎・基本の確実な定着は、欠くことができない要素である。

教育課程審議会答申(平成12年)によると「基礎・基本には、知識や技能だけでなく、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力も含まれる。」と示されている。つまり、学習指導要領に示す各教科等の知識や技能とともに、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力も併せて、基礎的・基本的な内容である。

したがって、基礎的・基本的な知識・技能を繰り返し教えるなど指導方法を工夫して確実に身に付けさせるとともに「自ら学び、自ら考える力」を育成することが必要である。そのためには、児童生徒が自ら課題を見付け、追究し、解決するという学習過程を授業において具体化し、学ぼうとする意欲・態度、思考力、判断力、表現力などを育成することが重要である。

イ 個に応じた指導

個に応じた指導には、そのねらいから見て二つの側面がある。

第一は、児童生徒が学習内容を確実に習得することができるようするため、個に応じた指導を充実することである。

第二は、児童生徒の関心や興味、ものの見方、考え方、感じ方の違いを個のもつよさや可能性ととらえ、それらを伸ばし、自ら学び自ら考える力を高めるため個に応じた指導を充実することである。

児童生徒一人一人の特性を的確に把握し、個に応じた多様な指導方法を工夫改善することが必要である。

ウ 主体的な学習態度の育成

児童生徒が主体的に学ぶ力を身に付けるためには、まず、学習に対する興味を引き出すことが重要である。そのためには、教材や題材にかかわる児童

生徒の実態を十分に考慮し、個に応じた目標を設定することにより成就感を味わえるようにするなどして、主体的に取り組んでいこうとする意欲・態度を育てる必要がある。また、児童生徒が互いのよさを認め合い、協力し合って学習することは、自己存在感や自己実現の喜びを実感し、自ら学習する意欲や最後までやり遂げるといった意志の力などを育てることにつながる。

I 適切な指導過程の工夫

児童生徒一人一人が主体的に学ぶ力を身に付けるとともに、論理的思考力や判断力、表現力などを培うためには、体験的な学習や問題解決的な学習を導入するなど適切な指導過程を工夫することが必要である。

また、児童生徒の達成状況を基に指導の評価を行い、指導の工夫・改善に生かすことも必要である。

盲・聾・養護学校においては、障害により、児童生徒の全体像やプロフィール、生活の様子、授業に対する関心・意欲・態度などを把握するのが困難な場合がある。学習指導を行う際には、適宜実施した各種の調査や検査を参考に、きめ細かな日常観察による判断を指導に反映させていくことが大切である。

(2) 学習指導の基本的な在り方

A 教科の目標や内容の把握

学習指導要領に示された目標・内容をよく理解し、各教科・科目のねらいがどのような資質や能力の育成を目指しているのかを十分把握して指導することが大切である。

同時に、地域や学校の実態を考慮し、児童生徒の心身の発達段階や特性に応じて基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるため多様な指導方法を工夫しなければならない。

I 綿密な指導計画

限られた授業時数の中で目標を達成するためには、学校や地域の実態を考慮し、教材・教具の活用や、各教科・科目及び各学年相互の関連を図り、年間指導計画や単元（または題材、教材）指導計画を立てなければならない。この計画を週案に整理し、さらに1時間ごとの学習指導案を作成し、計画的・効果的な指導を進めることが大切である。同時に評価計画を立て、指導と評価の一体化を図ることが必要である。

学習指導案の立て方

学習指導案は授業の設計図であり、単元指導計画を踏まえ、1時間ごとの指導のねらいや内容を明らかにし、児童生徒がどのような学習活動を展開し、結果としてどのような教育効果を期待するかを具体的に示したものである。

学習指導案を立てる際には、特に次の点に留意しなければならない。

授業のねらいをはっきりさせる。

目標のあいまいな授業からは大きな成果を期待することはできない。

単元（題材・教材）目標との関連を明らかにしながら、毎時間の授業のねらいを具体的かつ明確にして、授業に臨まなければならない。

児童生徒の実態を的確にとらえる。

個々の児童生徒の学力や学習意欲、興味・関心などを的確にとらえることによって目標の焦点化、指導の具体化を図る。それによって、個を生かす学習指導も可能となる。

指導方法を工夫する。

教材開発、指導過程、指導形態、発問や助言の仕方、板書計画、ノート指導など具体的な指導方法を工夫する。

成果の評価方法を検討し、工夫する。

児童生徒が、授業内容をどのように、どの程度理解しているかを知ることが、効果的な授業展開のために大変重要なことである。児童生徒が確かな学力を身に付けられるように、指導の前後及び指導の過程や結果における評価方法を工夫・改善し、指導と評価の一体化を図る。

学習指導案の形式

学習指導案は、略案と細案の二つに分けられる。略案は指導の要点を簡略に記したもので、主として日常の授業で用いられ、細案は1時間の授業の展開を詳細に記したもので、主として授業研究を行う場合などに用いられる。

学習指導案の形式は特に定められていないが、例示すれば学習指導案様式例(P.27)のとおりである。

個に応じた指導の充実

個に応じた指導として、学習内容を確実に習得させる「指導の個別化」及び児童生徒の興味や関心、意欲など自ら学び自ら考える力を高める「学習の個性化」がある。

「指導の個別化」は児童生徒の学習速度や達成度、習熟度の違いなどに考慮した個に応じた指導である。基礎的・基本的な内容の確実な定着を主眼として、共通の学習目標を達成するために、個に応じた学習内容及び学習方法を設定するものである。

「学習の個性化」は、児童生徒一人一人の興味・関心やものの見方、考え方、感じ方等の違いを個性的な人間形成につながる可能性としてとらえ、尊重し、伸ばし、生かす指導である。そのためには、学習方法や学習過程を個別化したり、学習の題材を選択したりする工夫が考えられる。

「指導の個別化」や「学習の個性化」による個に応じた指導を行う具体的方策としては、指導形態（一斉指導、グループ別指導、個別指導等）の効果的な組合せ、繰り返し指導、教材の開発と工夫、学習課題の選択、学習コースの選択、教師の発問や板書など指導方法の工夫、指導体制の工夫、評価の工夫などが考えられる。こうした学習を進めるためには、児童生徒の主体的な学習態度や前向きな学級・講座の雰囲気づくり、さらに、児童生徒との信頼関係の確立などが必要になってくる。

その際、指導前に個々の児童生徒の個性や学習状況を把握する必要がある。

授業の場だけで指導しようとしても思い通りには進まない。事前の準備として、児童生徒一人一人の特徴を正しく、しかも多面的にとらえておく必要がある。例えば、学習の記録以外にも標準化された検査や適性検査などの各種検査、作品やノート・日誌なども個人の特徴をとらえるのに役立つものである。

しかし、事前に綿密な資料を準備しても、学習過程での一人一人の行動を完全に予測することは難しい。指導の過程でも個々の状況の把握が必要となる。指導中に児童生徒の反応を見ながら、授業展開の手順や方法を考えて、補助的な説明や発問を追加するなどの手立てが必要である。

発展的な学習と補 充的な学習

児童生徒の理解や習熟の状況等に応じ、発展的な学習や補充的な学習により個に応じた指導の充実を図ることも必要である。

発展的な学習では、学習指導要領に示す内容を身に付けている児童生徒に対して、学習指導要領に示す内容の理解をより深める学習を行ったり、さらに進んだ内容についての学習を行ったりするため、指導内容を適宜工夫することが求められる。その際、学習指導要領に示す内容と全く関連のない学習や児童生徒の負担過重となるような指導にならないように留意しなければならない。

補充的な学習では、学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、様々な指導方法や指導体制の工夫改善を進めることが重要である。例えば、繰り返し指導を行う場合でも、多様な教材を用意したり、同じ内容を別の場面、別の方法などで学び直させたりするなど多面的な学習による補充を行うことが大切である。

I 指導形態

指導形態は、学習内容の定着を左右する極めて大切なものである。したがって、授業の目標、教材の種類や内容、児童生徒の実態をよく把握して、最も適切な指導形態を採用し、効果的な学習が行えるように工夫することが大切である。

指導形態は、一般に次のように大別することができる。

一斉指導

同一の教材によって、学級・講座全部の児童生徒を対象にして進める指導形態である。教師が説明したり、児童生徒と問答をしたり、意見を出し合ったりして、全員で同じ内容の学習を進める。

グループ指導

同一教材あるいは異なる教材によって、学級・講座を幾つかのグループに分け授業を進める形態である。児童生徒相互のコミュニケーションが図られ、集団の機能が生かされる。指導に際しては、グループでの学習状況の把握や各個人への支援などに配慮が必要である。

個別指導

同一教材あるいは異なる教材によって、児童生徒を個別的に指導する

指導形態である。個々の児童生徒の実態に合わせて指導することができる。

なお、共通の目標を達成することを前提として、個に応じた指導を進める方法である「指導の個別化」は、個性の重視が要請される中で、より一層の工夫を加えることが必要である。

少人数授業

少人数授業とは、国語、算数（数学）、理科、英語等において、通常の学級（生活集団）とは別に20人程度の少人数グループ（学習集団）を設定して授業を展開することであり、個に応じたきめ細かな指導により基礎学力の充実・向上を図ることと、児童生徒一人一人の特性をしっかりと見つめ個性を生かす教育の推進を図ることをねらいとしている。そのためには、各学校の創意工夫により、児童生徒の興味・関心に基づく課題別学習や習熟の程度に応じた学習活動の充実を図ることが大切である。

チーム・ティーチングによる指導

チーム・ティーチングとは、個に応じた多様な教育を推進するため複数の教員がチームを組み、それぞれの持ち味を生かして協力し合いながら、一人一人の児童生徒の個性によりきめ細かく、より幅広く対応する指導方法である。現在実施されている一般的な指導形態としては、一斉指導援助型、学習コース別分担型、授業過程分担型、学習場所分担型、習熟の程度に応じた分担型等がある。

少人数授業やチーム・ティーチングにおいては、習熟の程度に応じて学級の枠を超えた学習集団を編成して行うなど指導の工夫により、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせることができる。

チーム・ティーチングについては、「第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画」により平成5年度から、少人数授業については、「第7次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画」により平成13年度から、小・中学校に加配教員が配置されている。

特別非常勤講師等による指導

特別非常勤講師等による授業を積極的に実施したり、保護者や地域の人々の協力を得たりすることも大切である。

《参考資料》

教育資料「個を生かす学習指導の工夫」（京都府総合教育センター 平成5、6、7年度）

オ 体験的・問題解決的な学習の促進

変化の激しい社会を生きる資質・能力の育成や、生涯にわたる学習の基礎を培うためには、自ら学び自ら考える力の育成を重視した教育を行い、自ら学ぶ意欲を高め、主体的に学ぶ力を身に付けさせるとともに、論理的な思考力や判断力、表現力などの能力の育成を図ることは、極めて重要である。このような資質や能力を育成するために、体験的な学習や問題解決的な学習など児童生徒が主体的にかかわる学習の充実が求められている。

このため、各教科等において、自然体験、観察・実験、調査、見学、課題学習などの活動を一層重視し、内容の改善を図ることが必要である。

体験的・問題解決的な学習の意義

体験的な学習や問題解決的な学習は、児童生徒に学ぶことの楽しさや成就感を体得させ、自ら学ぶ意欲を高め、主体的に学ぶ態度や学び方を身に付けさせる上で有効である。また、体験的な学習や問題解決的な学習を通して獲得した知識や技能は、定着率が高く、実践的な能力が獲得でき、自ら学び自ら考える力を高めることができる。

これらの意義を踏まえ、体験的な学習や問題解決的な学習を発達段階に応じ、じっくりとゆとりをもって取り組めるように計画することが望まれる。各教科等において習得すべき知識や技能もこれらの主体的な学習を通じて、児童生徒一人一人の学習や生活に総合的に働くようになるものと考えられる。

体験的・問題解決的な学習の実施に当たって

体験的な学習では「なすこと」と「考えること」とが一体となって働き、学習への関心・意欲を高め、学習後の満足感を体得できる。体験的な学習を一層効果的なものにするために、体験をその場限りのものにするのではなく、事前事後の学習を工夫するなどして、より深い学習へと有機的・発展的につなげていくことが必要である。

問題解決的な学習では、学習の過程を形式化したり、教師の指示による活動に偏らないようにすることが必要である。そのために、問題設定の在り方、学習過程の弾力化、多様な学習活動の組合せなど意欲的・主体的に問題解決に取り組む態度や能力を養えるように工夫していきたい。

このような学習を展開する際には、そのねらいや目標等を明確にし、前後の指導との関連を十分に配慮した指導計画を立て、興味・関心を生かした学習指導を展開することが大切である。児童生徒の興味・関心を生かすことは、学習意欲を喚起し、自主的・自発的な学習を促すことにつながる。指導に当たっては、学習の目的の自覚を促し、進歩の状況の意識化を図り、進んで学習しようとする態度を育てるように配慮したい。

体験的・問題解決的な学習の充実

体験的・問題解決的な学習は、学習の対象や方法への興味や関心を高めたり、場面に応じて自ら考え判断する力を育てたりする重要な役割を果たしている。

価値あるものに直接触れたり、学習の内容や方法を生活と結び付けたりする体験的な学習活動では、実際の場面で、自ら考え工夫することから、学

習する内容の価値を実感できるようになる。

また、問題解決的な学習は、学びの中でもった学習課題を個人やグループで試行錯誤する学習過程を設定することで、知的好奇心や探究心を喚起し、「学び」と「その振り返り」を繰り返し、児童生徒の興味・関心や意欲を持続させつつ課題解決の方向へと導くことが容易になる。

そのため、各教科において、観察・実験、調査、見学、課題学習などの活動を一層重視することが求められている。学習指導要領において、例えば、国語科では説明や討論など言語活動例を示し、社会科では学び方を学ぶ学習、算数（数学）科では算数（数学）的活動や課題学習、理科では日常生活との関連を図り、目的意識をもった観察・実験や探究的な活動を充実するように示されている。

このような学習活動は、特定の教科等にとどまらず学校教育全体を通じて重視し、その充実を図ることが大切である。

体験的・問題解決的な学習の留意点

このような学習を学校教育全体を通じて取り組むためには、指導内容の精選を図り、教材、指導形態、授業時数の運用などに創意工夫を加え、指導計画に積極的かつ適切に位置付けることが必要である。その際、教師は様々な気づきを促し、児童生徒が最後まで取り組めるよう共に学び考え、励ますことが大切である。なお、これらの学習を展開するに当たっては、学習の内容と児童生徒の発達段階に応じて安全への配慮を十分に行わなければならない。

か 発問と助言

発問や助言は、様々な個性をもつ児童生徒の気づきや思考活動を促すために特に工夫が必要である。また、児童生徒の発言を活発にするためには、学級・講座の誰もが発言しやすい雰囲気をつくることが何よりも重要である。

【発問・助言の基本】

指導目標を具体的に押さえ、個々の児童生徒の学習状況を正しく把握して行う。

発問の意図を明確にし、分かりやすい言葉を用いる。

個々の児童生徒の反応を見て、発問を修正する。

【発問・助言の種類】

動機付けの発問、学習意欲を喚起する発問・助言

児童生徒の既存の知識や書かれていることの確認のための発問

新たな疑問や問いを起こさせる発問・助言

児童生徒の感性をゆさぶり、学習意欲を持続させる発問・助言

【発問・助言についての留意点】

児童生徒の学習状況を把握するとともに、教材に対する疑問や問題意識、興味などを把握し、発問に生かすようにする。

発問や助言は、児童生徒の反応を予想し、組立てを考え、計画的に構

成し、反応を見ながら臨機応変に対応することが大切である。
一問一答でなく、一つの発問や助言でいろいろな考え方や答えが生まれ
たり、児童生徒間の問答が始まったりするような、いわゆる一問多
答や一問多問答などになるよう工夫することも大切である。
即答が期待できる児童生徒だけを対象にした発問にならないように配
慮する。
発問や助言によって児童生徒の思考活動を促すためには、様々な発想
を受け入れ、意欲を高め、次の発問や助言につないでいくことが大切
である。

キ 板書

板書は、学習指導の一環として、分かりやすい授業を進めていくための大
切な要素の一つであり、前述の発問と関連付けながら、授業の展開が把握で
きるようにすることが必要である。

板書については、次のような点に留意したい。

その時間に行う授業の中心的な目標を書く。

学習意欲の高まりを意図して、児童生徒の発言内容などを書く。

授業の最後にまとめができるように文字の配置をよく考えて書く。

図解や図式、色チョークによる強調などの工夫をする。

(色覚障害のある児童生徒がいれば配慮する。)

児童生徒の発達段階に応じて、板書速度・文字の大きさなどに配慮す
る。

正しい筆順や仮名遣いで、誤字・脱字・略字がないように注意して楷
書で丁寧に書く。

必要に応じて板書した事柄をノートに整理・記録させる。

ク 実習・実技を伴う 授業の充実

実習・実技を伴う授業は、児童生徒の身体と頭脳を通した学びの場である。
具体物や具体的活動を伴うこの学びの場では、誰もが学習への第一歩を踏み
出しやすく、踏み出した第一歩によって感じた「疑問」「驚き」「感動」など
が、授業内容への意欲や見通しをもたせて、更には主体的に学習課題を認識
することを容易にする。

新しい学習課題や場面に直面した児童生徒が、自ら探究を始め、経験や知
識のすべてを使ってかかわろうとする学習の中で、経験の蓄積や知識の再構
築がなされ、そこで得られた「わかった」という発見の喜びが次の学習への
自信につながる。

このように具体性をもつ学習活動は、児童生徒相互や教師との交流をも充
実させ、主体性を養い、一層豊かな学びをもたらすことから、その充実を図
ることが大切である。

**実習・実技を伴う
授業を進めるために**

実習・実技を伴う授業を進めるためには、次のような点に留意しなければならない。

教科の目標や児童生徒の発達段階、地域の特徴などを考慮し、年間指導計画に適切に位置付ける。

実習・実技を伴う活動のルールやマナーを日常の授業から指導し、徹底する。

機器、試薬、材料等の準備、予備実験・予備実習、安全と事故防止及び予想される危険への対応、児童生徒の活動についての配慮等、事前の準備を徹底する。

特に、野外での学習活動の場合は、事前の下見が不可欠である。

まとめ、片付け、廃棄物の適切な処理等を確実に行う。

薬品や刃物等危険物については、日頃から厳重に管理する。

万一の事故発生時に備え、適切な応急措置や安全措置がとれる体制を確立しておく。

週案例（小学校）

〇月 第〇週 〇月〇日～〇月〇日

						校長印	教頭印	教務主任印
日	日(月)	日(火)	日(水)	日(木)	日(金)	指導時数	本週	累計
行事等						教科等	予定	実施
						国語		
1 教科名等 (例)算数 6/14 〔单元(題材)名〕 「四角形の面積」 〔本時の目標〕 ・平行四辺形の面積の求め方を考えることができる。 〔主な学習内容〕 ・既習事項を生かし求積方法を考える。 ・面積の求め方を公式化する。 〔準備物〕 ワークシート 時数、評価の観点等工夫して記入						算数		
						理科		
						生活		
						音楽		
						図画工作		
						家庭		
						体育		
6						合計		
反省等						〔〇〇〕		

週案例（中学校）

〇月 第〇週 〇月〇日～〇月〇日

						校長印	教頭印	教務主任印
週指導計画案			日(月)	日(火)	日(金)	指導時数	本週	累計
1年	2年	3年	行事等	年組	年組	年組	予定	実施
〔单元(題材)名〕 (例)「短歌・その心」 3/3 〔本時の目標〕 ・短歌の特徴を知り、読み親しむ。 〔主な学習内容〕 ・好きな短歌を朗読し合う。 〔準備物〕 ・鑑賞文を発表し合う。 (準)カセットデッキ、朗読テープ 時数、評価の観点等工夫して記入			1	年組		年組		
(例)道徳「理想の実現」 1-(4) ・理想の実現を目指し意欲をもって人生を切り拓いていこうとする態度を育てる。 ・理想の実現を目指し努力した主人公の生き方を支えたものは何かを考える。 (準)文部科学省資料				反省等			合計	
			6			〔〇〇〕		

(学習指導案様式例)

○○科 学習指導案
 学校名
 指導教員名
 指導者名

- 1 対象 第○学年○組 男子○○名、女子○○名、合計○○名
- 2 日時 ○月○日(○曜日)第○校時
- 3 場所 ○○教室、○○場、○○実習室等
- 4 単元(教科によっては、題材、教材、主題などとする。)
- 5 単元設定の理由(年間指導計画における本単元の位置と単元目標設定の趣旨などを明らかにし、既習事項や他教科との関連などにも言及する。)
- 6 児童生徒の実態・児童生徒観(基礎学力、興味・関心、生活などの実態や学級の様子等を記す。)
- 7 単元目標(教科の観点別学習状況の評価の観点を踏まえ、設定の理由に沿って目標を具体的に明記する。簡条書きにするのがよい。)
- 8 単元指導計画(単元目標を達成するための指導計画を示す。)

時	指導過程と指導内容	学 習 活 動	指導上の留意点	評 価
時間配当	○過程の例 課題把握、課題追究、 発展・深化 ○主たる指導内容について記述する。	○児童生徒がどのように学習するかについて記述する。	○指導上の主たる留意点(基礎・基本の徹底を踏まえ、個に応じた指導に留意する。) ○指導形態・準備物・資料等	○単元目標に照らし、評価規準と主な評価の方法を指導過程に即して具体的に記述する。

- 9 本時の目標(単元目標との関連を明確にし、目標の数を絞って簡潔かつ具体的に記す。)
- 10 本時の展開(目標を達成するための授業展開計画を示す。)

過 程	指導内容	指導形態	主な学習活動	指導上の留意点 (特に、基礎・基本の徹底を踏まえ、個に応じた指導の手だてに留意しながら記述する。)	教材・教具等	評 価
導入 展開 まとめ	主たる指導内容について記述する。	一斉、個別、グループ等の指導形態を記述する。	○児童生徒がどのように学習するかを記述する。 ○教科によっては場の設定の図や見取り図等を入れる場合もある。	基礎的・基本的な内容を確実に習得させる方法等を記述する。 個々の児童生徒の興味・関心を喚起する方法等を記述する。 本時の目標を達成するための手段・方法等を記述する。 (例) ・机間指導により、学習状況を把握する。 ・統計、資料等から読み取らせる。 ・インターネットを活用し、情報の収集や発信をする。 ・具体物を提示する。 ・別紙プリントの問題をさせながら、個別指導する。 指導形態等の工夫や少人数授業の利点を生かした指導の工夫について記述する。 ○チーム・ティーチングではそれぞれの教員の役割や動きをはっきりと分かるように区分して記述する。 ○保健衛生、事故防止、安全管理、準備・片づけ等にもふれる。	○指導に必要な教材・教具、教育機器、各種の資料等を記述する。 (教科によっては用具、道具、材料等の記述も考えられる。) (例) ・OHP、OHC ・コンピュータ ・VTR ・顕微鏡 ・跳び箱 ・自己評価カード	本時の目標に照らし、学習過程に即して評価規準とその方法を具体的に記述する。 (例) ・○○しようとしている。 (関心・意欲・態度)〈観察〉 ・○○を理解している。(知識・理解)〈ワークシート〉

- 11 その他(その他必要事項を記述しておく。)

基本形式であり、作成に当たっては、これを基に各学校の実状及び児童生徒の実態に応じた創意・工夫ができる。

(3) 教材・教具の活用

ア 教科書及び補助教材の使用

授業では、教育課程の構成に応じて組織排列された教科用図書（教科書）の使用が義務付けられている。このことは、教育の機会均等の確保や全国的な教育水準の確保、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などを保障するためである。（関連法規/学校教育法第21条第1項他、教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項）

したがって、主たる教材としての教科書を十分研究し、授業に臨まなければならない。しかし、大切なことは「教科書を教えるのではなく、教科書で教える」と言われるように指導目標を達成するために、教科書を効果的に使用することである。

また、高等学校、盲・聾・養護学校及び障害児学級においては、文部科学大臣の定めるところにより、学校教育法第21条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。（関連法規/学校教育法第107条）

また、前述の教科書の使用義務については、授業において教科書のみを使用して学習すべきことを意味しているわけではなく、副読本・問題集等、主たる教材である教科書を補充し指導効果を高めるのに有益適切なものは、補助教材として使用することができるとしている。（関連法規/学校教育法第21条第2項他）

ただし、補助教材の使用に際しては、教育委員会へ届出または、承認の手続きが必要である。（関連法規/市町村立小・中学校において使用する教材の取扱いに関する規則、府立学校において使用する教材の取扱いに関する規則）

使用できる教科用図書

- 1 文部科学大臣の検定を経た教科用図書……「検定教科書」
- 2 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書……「文部科学省著作教科書」
- 3 学校教育法第21条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書
……一般図書（いわゆる107条本）

イ 教材・教具の選択

教材・教具は、その種類、特徴や利用法を十分研究し、各教科等の目標・内容や児童生徒の実態などに即して適切かつ有効なものを選択・活用することが大切である。教材・教具の選択に当たっては、次の点に留意する必要がある。

学習指導要領、教科書などが示す目標・内容に準拠し、また、使用する学年・学期に適したものであるか。

授業のねらいを達成する上で妥当なものであるか。

児童生徒の発達段階や経験に即したものであるか。

児童生徒の興味・関心を喚起し、学習意欲を高めるものであるか。

思考や理解、概念形成を助け、促進するものであるか。

時間、費用、大きさ、安全性などの点で、指導計画の中に無理なく組み込むことができ、使いやすいものであるか。

**り教材・教具の効果
的な活用**

教材・教具を効果的に活用するためには、次の点に留意しなければならない。

- 指導計画への適切な位置付け
- 教材・教具の特性を生かした活用
- 他の教材・教具との関連
- 適切な発問や助言、指示

なお、盲・聾・養護学校等では、通常の方法では円滑に行えない学習内容の理解、応答及び表現等の学習活動を補い援助するために、次のような視点、障害の状態、発達段階、特性等に対応した教材・教具を研究し活用する必要がある。また市販品では個への対応が不十分な場合も多く、指導の効果をあげるためにも、工夫・改善したり自作することも大切である。

- 関心・意欲の喚起・高揚（豊かな色彩、音・光などの適度な刺激等）
- 主体的な学習の促進（自力操作性、明確な結果表示、見通し等）
- 安全性への配慮（素材、発作・興奮・過緊張などへの対応等）

I 教育機器の活用

コンピュータ、VTR、OHP、テープレコーダ、テレビ、スライド映写機などの教育機器の効果的な活用が望まれる。教育機器の活用に当たっては、それぞれの特徴を理解し、その活用が学習の効率を高めるために有効であるかどうかを十分に検討する必要がある。

(4) 学校図書館の利用

**学校図書館の教育
的機能**

学校図書館について、小学校学習指導要領では、

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

（中・高等学校学習指導要領の場合、「児童」を「生徒」とする。）と示している。また、学校図書館法第2条で、学校図書館は、

図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

と定義付けられている。したがって、学校図書館には、教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、児童生徒が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮することが求められている。

その教育的機能や役割として、次の点があげられる。

学習・情報センターとして 各教科等の学習指導の充実のための適切な資料の収集・選択・活用の機会・場の提供
児童生徒の自主的な学習活動に役立てるための適切な資料の収集・選択・活用の機会・場の提供
資料活用能力の向上のための利用指導
教職員の研究・研修や調査活動に役立てるための活動

読書センターとして 児童生徒の読書活動の充実のための読書指導
児童生徒が読書を楽しむ心のオアシスの役割

学校図書館の計画的な利用 学校図書館を学習・情報センター及び読書センターとして、児童生徒の人間形成に役立つような効果的な利用を図るためには、次の点に留意しなければならない。
図書館の運営・利用方法などについての教員研修
図書館利用の教育課程への計画的な位置付け
児童生徒に図書館利用の意欲を起こさせ、読書の習慣化を図るための読書指導・利用指導

司書教諭の配置 こうした学校図書館の重要性に鑑み、平成15年度から、12学級以上の学校には司書教諭を必ず配置することになっている。司書教諭は、学校図書館の専門的職務を担当し、学校図書館を活用した学習や読書指導についての中心的役割を担うものである。

司書教諭には、読書活動等を通じて豊かな人間性を育成する見識、学校の教育課程の展開と各種資料の活用に対する深い理解や見識、学校図書館の経営能力、情報教育の担い手としての力量や柔軟性、知的探究心、コミュニケーション能力などの資質を備えることが期待されている。

こうした司書教諭を中心として、すべての教職員が学校図書館の重要性について共通理解を深め、校内の協力体制を確立して、一層充実した教育活動を進めることが求められている。

(5) **家庭学習** 家庭学習は、児童生徒の主体的な学習を中心とするものであり、学習習慣や態度の育成が期待されるものである。予習の積み重ねによって日々の授業がよく分かるようになり、さらに、復習によって知識・技能が定着し、その結果新たな意欲が喚起される。一定の時間、家庭で集中して学習に取り組む習慣を付けさせ、児童生徒が自分で納得するまで十分時間をかけて学習する態度を育成したい。また、既に学習した内容や次に学ぶ内容の中から、興味・関心をもった事項についてより深く知るために学習したり、関連した本を集中的に読んだりすることなどにより、個性を伸ばすことができる。

(6) 評価

ア 評価の基本的な考え方

学習指導における評価には、次の2つの意義がある。

教師にとっては、児童生徒がその目標をどのように達成しようとしたか、またできたかを客観的にとらえるとともに、児童生徒一人一人がどのような点に課題をもち、それを改善するためにどのように指導していけばよいかを明らかにすることである。

児童生徒にとっては、評価を通して自らの学習状況に気付き、自分を見つめ直すきっかけとなる。また、それによりその後の学習や発達を促すことができる。

評価については、知識の量のみでとらえるのではなく、学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容を確実に身に付けることはもとより、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」がはぐくまれているかどうかによってとらえる必要がある。

こうした基本的な考え方に立ち、児童生徒の学習状況を適切に評価するに当たっては、「目標に準拠した評価」を重視するとともに、「個人内評価」を取り入れるなど評価方法の工夫改善を行うことが重要である。

指導と評価の一体化

学習指導においては、指導と評価を別個のものにとらえるのではなく、評価の結果を生かして後の指導に改善を加え、新しい指導の成果を改めて評価するという、指導に生かす評価（いわゆる指導と評価の一体化）を充実させることが重要である。そのためには学習の結果に対して行う評価だけでなく、学習指導の過程における評価を重視しなければならない。さらに学習前に行う評価により、児童生徒の事前の知識や興味・関心を知り、指導計画に生かしていくことも大切である。

また、児童生徒にとって評価は、自ら気付き、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習を促すという意義がある。評価が児童生徒の学習の改善に生かされるようにするためには、日常的に、また通信簿や面談等を通じて、児童生徒や保護者に学習の評価（評価規準や評価方法等）について十分に説明することにより、共通に理解されていることが大切である。

イ 基本的な評価方法

目標に準拠した評価（絶対評価）

目標に照らしてその実現の状況を見る評価である。さらに学力をより分析的にとらえるために観点別学習状況の評価を用いる。観点別学習状況の評価の観点は「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」の4つの観点を基本に構成し、その評価は、教科ごとに具体的に示された観点の趣旨に基づき、評価規準を作成して実施する。

個人内評価

児童生徒のよい点と可能性、進歩の状況等を一人一人の中で見る評価である。児童生徒一人一人が進歩の状況を自覚し、自己肯定感を実感することに

より、自ら学ぶ意欲や問題解決能力の向上、個性の伸長などを図る。

なお、目標に準拠した評価及び個人内評価が柱となる中で、集団に準拠した評価については、児童生徒の発達段階などに配慮した上で、今日までの実績を踏まえ、目的に応じて指導に生かすことが必要である。

リ 観点別学習状況の 評価の手順

評価の手順はおよそ次のとおりである。

単元の目標を4つの観点から分析する。

目標分析結果に照らして、各観点ごとに評価規準を設定する。

評価規準に沿って、評価方法や場面を選定する。

評価規準に沿って評価をする。

単元における観点ごとの評価の総括をする。

また、評価の結果は、常に指導計画や指導方法の改善に生かしていかなければならない。

観点別学習状況の 評価と評定

評定は学習の実現状況を総括的に評価するものであり、4つの観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となる。したがって、評定は観点別学習状況の評価結果を総括したものである。

I 評価方法の工夫改善

評価においては一面的な評価ではなく、教科の特質や評価の目的等に応じ、評価方法、評価の場面、時期などを工夫し、また互いに関連させることで、児童生徒の成長の状況を総合的に評価することが重要である。

評価方法の具体例

○ 発問、対話・会話による方法

授業中に、具体的な質問を出したり、また教師と児童生徒、児童生徒同士の対話や会話を通したりして児童生徒一人一人の学力の定着状況及び達成状況やよい点を確認する。

○ 観察による方法

授業中の児童生徒の活動状況を観察し、行動や態度などを記録して評価の資料とする。

○ 作品等による方法

児童生徒の学習の結果としての制作物、作文、レポート、ワークシート、ノートなどが評価の対象となる。学習後、じっくりと分析し、考察することができる。

○ テストによる方法

客観的テストは、採点に主観が入りにくいという長所があり、知識・理解などの評価に適している。また、論文式テストは、客観的テストでは把握しにくい思考力や表現力等を評価できる長所がある。

- ポートフォリオ評価
学習過程などにおける個々の児童生徒の学習情報（児童生徒の作品、自己評価カード、感想文などの情報・資料等）をファイルし、学習の変容をとらえようとするものである。教師と児童生徒が評価を共有するような活用方法もあり、総合的な学習の時間などの評価に有効である。
- 自己評価
児童生徒が、自己評価カード等で自己の学習活動を振り返り、客観的に把握し、的確に評価することにより主体的な学習能力を身に付けることができる。また、自己を肯定的にとらえることにより、意欲を高めることができる。
- 相互評価
児童生徒が互いに学習活動を評価することで、互いの特性を認め合い、かかわり合いながら学習を深めることができる。このことで他人からの評価を受け止める力を身に付けることもできる。

自己評価や相互評価の結果は、教師が評価をする際の資料の一つとして用いることもできる。また、評価の目的とともに学習過程のどこで行うのか、という評価の適時性を考え、計画的に実施することも大切である。

(7) 学習障害等

近年、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などのある児童生徒の指導が、重要課題の一つとなっている。

ア 学習障害（LD）とは

LDについては、次のように定義されている。

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

「学習障害児に対する指導について（報告）」

（平成11年 学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議）

LD児すべてに共通する特徴はなく、一人一人の困難はそれぞれ異なる。LDがあると、下記のような状態を示す場合がある。（ただし、この状態があってもLDであるとは限らない。）

行や文字を飛ばして読んだり、助詞や接続詞や文末表現を読み変えたりする。

高学年になっても、鏡文字を書く。
15を105と書いたりする。計算では、桁がそろえられない。
日常生活で獲得している語彙数に比べて、数や量の理解が進まない。
ダンスや体操などの動作を、模倣したり覚えたりすることが苦手である。

イ 注意欠陥／多動性 障害（ADHD） とは

ADHDの定義については、次のような試案が示されている。

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）」（平成14年 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 文部科学省）

ADHD児においても、一人一人の困難はそれぞれ異なる。

ADHDがあると、下記のような状態を示す場合がある。（ただし、この状態であってもADHDであるとは限らない。）

ぼんやりと空想にふける。

指示や話を聞いていないように見える。

じっとしていられなかったり、手遊びが多い。

興奮しやすい。

出し抜けに答えたり、話題を急に変えたりする。

一つのことに、短い時間しか集中できない。

周囲のちょっとしたことに気をとられやすい。

突発的な行動をする。

ADHDは、LDと同様に中枢神経系の機能がわずかであるがうまく働かない状態が推測される。そのため、LDと類似の状態を示す場合がある。

ウ 高機能自閉症とは

高機能自閉症の定義については、次のような試案が示されている。

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）」（平成14年 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 文部科学省）

高機能自閉症児の特徴としては、上記の定義に示されている状態がある。その状態に加えて、一人一人の困難な特徴として、「常識的な判断が難しいことがある」「動作やジェスチャーがぎこちない」等がある。

高機能自閉症があると、下記のような状態を示すことがある。(ただし、この状態があっても高機能自閉症であるとは限らない。)

興味のある話題では、聞き手の気持ちに気付かず延々と話す。

微妙なニュアンスやことばの裏の意味が分からない。

感覚が極度に過敏、または鈍感。

新しい場面や刺激の多い環境では、混乱してしまう。

友達との人間関係や行動面でのコントロールが苦手。

身体の運動にぎこちなさがあったり、手指が極端に不器用。

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ自閉症の特徴のうち言葉の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害 (Pervasive Developmental Disorders... PDD と略称) に分類されるものである (DSM - を参照)。

LD等のある児童生徒に対して、努力が足りない、怠けているなどと判断し指導することは、その児童生徒の意欲を弱め、二次的な学習不振や不適応を生み出すおそれがあることに留意しなければならない。

したがって、その特性を十分把握し、それに対応した手だてを考え、指導を行うことが求められる。

I 指導上の留意点

学校生活

児童生徒の困難を示す部分を特性として理解し、それに応じた配慮を行うとともに、よさを伸ばすことや得意なことを活用することで自信をもたせる。

担任だけでなく、学年や学校全体でLD等についての共通理解を図り、指導や支援の手だてを工夫する。

児童生徒が互いに温かくかかわり合うような学級づくりを目指し、児童生徒が互いの特性を認め合えるようにする。

教科学習等の指導

学習環境を整え、落ち着いた雰囲気をつくる。

ことばの指示だけでは理解しにくいので、絵や図の併用や動作サインなどを利用する。

注意集中の持続時間に合わせた学習時間の配分や、学習手順を細分化し、その段階ごとに確認しながら学習させるなどの工夫が効果的である。

《参考資料》

「学習障害児等に対する指導について(報告)」(学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議 文部省平成11年度)

「学習障害を含む学習困難な児童生徒の指導方法(1年次) - 実態調査のまとめ - 」
(平成8年度 教育資料 京都府総合教育センター)

「学習障害(LD)を含む学習困難な児童生徒の指導方法 - 事例研究のまとめ - 」
(平成9年度 教育資料 京都府総合教育センター)

「不登校や学習障害等を示す児童生徒への援助・指導 - 調査研究のまとめ - 」
(平成10年度 教育資料 京都府総合教育センター)

「不登校や学習障害等を示す児童生徒への援助・指導 - 事例研究のまとめ - 」
(平成11年度 教育資料 京都府総合教育センター)

「総合教育センターだより」

(第56号、第57号、第59号、第68号、第69号、第70号、第71号 京都府総合教育センター)

4 道徳

(1) 道徳教育の目標

道徳教育の目標は、次のように示されている。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

「小・中・高等学校学習指導要領」(文部省)

(2) 道徳教育の在り方

道徳教育は、よりよい生き方を求め実践する人間の育成を目指し、その基盤となる道徳性を育成する教育活動である。教育が人格の完成を目指して行われるものである以上、道徳教育は学校教育の基本にかかわるものといえる。

道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うことを基本としている。したがって、道徳の時間はもちろん、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間において、その特質に応じた適切な指導が行われなければならない。その際、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の豊かな人間関係を築くことが重要となる。

なお、高等学校においては、特に道徳の時間は設定されていないが、人間としての在り方生き方に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものである。

学習指導要領には、これからの道徳教育において、児童生徒が、未来への夢や目標を抱き、自らを律しつつ、自分だけでなく社会のために何をなし得るかを考え、世界の中で信頼される日本人として育っていくため、次のことを重視し、推進していくことが必要とされている。

- 体験活動等を生かした心に響く道徳教育の実施
- 家庭や地域の人々の協力による開かれた道徳教育の充実
- 未来へ向けて自らが課題に取り組み、共に考える道徳教育の推進

こうした道徳教育を進めるに当たっては、豊かな体験を通して内面に根ざした道徳性の育成を図ること、さらに中学校においては、人間としての生き方についての自覚を深めるよう配慮することが示されている。また、高等学校においては、自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし責任を重んずる態度や人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うことなどが示されている。

道徳の時間の目標

【小学校】

道徳教育の目標に基づいて、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚を深め、道徳的実践力を育成することをねらいとしている。

【中学校】

道徳教育の目標に基づいて、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及び人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成することをねらいとしている。

(3) 道徳教育の内容

【小・中学校】

道徳の内容は、児童生徒の道徳性を次の4つの視点からとらえ、その視点から内容項目を小学校低学年15項目、中学年18項目、高学年22項目、中学校23項目に分類整理し、内容の全体構成及び相互の関連性と発展性を明確にしている。

これらは、道徳の時間はもちろんのこと、全教育活動を通じて行う道徳教育の内容項目である。(4つの視点)

- 1 主として自分自身に関すること。
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること。
- 3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。
- 4 主として集団や社会のかかわりに関すること。

(小学校・中学校学習指導要領)

【高等学校】

次の内容が指導の中核となる。

科目における指導

「現代社会」、「倫理」における人間としての在り方生き方についての自覚を育てる授業展開

特別活動などにおける指導

ホームルーム活動の三つの内容のうち、個人及び社会の一員としての在り方生き方に関する事、将来の生き方と進路の適切な選択決定に関する事についての活動

【盲・聾・養護学校】 (P.55「盲・聾・養護学校における領域」参照)

(4) 指導の基本的な在り方

ア 指導計画の作成

道徳教育の全体計画

道徳教育の全体計画は、学校教育における道徳教育についての基本方針を示すとともに、学校の全教育活動を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示したもので、特に次の点において重要な意義をもつ。

豊かな人格形成の場として、各学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育が展開できる。

道徳の目標や内容に示される道徳的諸価値を、具体的な教育活動や日常生活の中で、児童生徒が身に付けていくための指導を行う基盤となる。学校全体で行う道徳教育のかなめとして、道徳の時間が明確となり、教育活動相互の有機的な関連が図れるようになる。

全教職員による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる。

家庭や地域社会との連携を深め、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力が具体化できる。

道徳の時間の年間指導計画

道徳の時間の年間指導計画は、道徳の全体計画に基づき、児童生徒の発達に即し、系統性をもって、計画的、発展的に行われるように組織された全学年にわたる年間の指導計画である。

年間指導計画作成の手順については、次のような方法が考えられる。

道徳教育の全体計画に基づき、各学年における道徳の時間の基本方針を具体的に示す。

各学年の重点目標及び各教科、特別活動、総合的な学習の時間との関連において学年別の指導内容を選定する。

主題を構成し、配列する。

各教科、特別活動、総合的な学習の時間などにおける道徳教育との関連を示す。

年間指導計画をより一層効果的に生かすためには、授業後の評価や児童生徒の道徳性の実態把握などを行い、それらに基づき、改善していくことが大切である。改善に当たっては、観点を明確にして、全教職員によって進めることが大切である。

学級における指導計画の作成

学級における指導計画とは、学級担任が道徳の全体計画に基づいて、どのように指導するかを具体的に計画したものであり、教師や児童生徒の個性を生かした道徳教育を展開する指針となるものである。

また、一人一人の児童生徒の内面に根ざした道徳性を育成するために重要なものである。作成に当たっては、「小学校・中学校学習指導要領解説 道徳編」(文部省)を参考にして進めるとよい。

Ⅰ 道徳の時間の指導

指導方法と指導の工夫

ねらいを効果的に達成するためには、主題のねらいや児童生徒の実態に即して、心に響き心が動く多様な指導方法を工夫することが大切である。

「読み物資料」は、児童生徒の興味や経験、読解力などを考慮して適切なものを選択して活用する。また、新しい資料を開発したり、自作したりすることも望まれる。

視聴覚機器を利用する際には、視聴や聴取の前後における話合いや説話、感想文などを併用して、ねらいとする道徳的価値について自覚を深めるよう留意する。

「話合い」は、児童生徒の理解や判断力を深め、自分の考えを明確にする上で効果的な方法といえる。意見を出し合う、まとめる、比較する、決めるなど目的に応じて効果的に話合いが行われるようにするとともに、座席の配置や討議形式、人数の工夫も望まれる。また、教師が適切な指導・助言を行い、話合いを効果的に展開し、一人一人の道徳的なものの見方や考え方を深めていくことが大切である。特に、児童生徒の多様な感じ方や考え方を引き出すことのできる学級の雰囲気をつくることが重要である。

「書くこと」は、自分の考えをはっきりさせたり、思考を深めたり、自分を振り返ったりすることができるという利点がある。しかし、授業の中ではあまり時間をかけすぎないように留意する必要がある。

「動作化や役割演技」は児童生徒の感性を磨いたり、臨場感を高めたりするとともに、道徳的価値についての共感的な理解を深め、主体的な道徳的実践力を育成する効果的な方法である。その際これらの活動が単に興味本位に流れることにならないようにするため、場面設定を適切にしておくことが大切である。

「ティーム・ティーチング」は、授業を魅力的にし、効果を上げるために、校長や教頭の参加や、他の教師と役割分担をしたりして、協力的に授業を展開する指導方法である。役割分担による意図的な揺さぶりなどによって児童生徒の道徳的価値の自覚を深めることが大切である。

「地域の人材活用」は、保護者や地域の人々の積極的な参加・協力を得て、児童生徒に、より多様な価値観や豊かな体験にふれさせ、道徳的実践力の育成を図ることに有効である。日頃から保護者や地域の人々への理解を求め、児童生徒の健全育成という共通の願いを基盤にして取り組むことが効果的である。

指導過程の基本

過程	学習活動	主な発問 予想される児童生徒の反応	指導上の留意点	資料・評価等
導入	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> ねらいとする価値への方向付け（問題の共通化） 主題に対する興味・関心を高め、ねらいとする道徳的価値の自覚に向けて動機付けをする。 </div>			
展開（前段）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> 中心資料におけるねらいとする価値の追求・把握 読ませる、視聴させる、説話するなどの方法によって中心資料を提示し、話し合いなどによってねらいとする価値を追求・把握させる。 </div>			
（後段）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> ねらいとする価値の自覚（価値の認識） 中心資料で把握した価値をこれまでの生活や経験に当てはめて、その自覚を深めさせる。 </div>			
終末	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> ねらいとする価値の確認（意欲化） しめくくりの段階であり、教師が感動した体験を語ったり、児童生徒に感想を述べさせたりして、本時の授業が児童生徒一人一人の心に残るような指導方法を工夫し、今後の発展につなぐ。 </div>			

発問の工夫

本時のねらいに迫るためには、児童生徒が考えたり、話し合ったりする活動が必要になり、その活動を促すものが発問である。そのため発問の内容や順序を考え、1時間を通して発問の組立を計画することが授業者に求められる。的確な発問を投げかけることで、児童生徒は自分の思考を深めたり、友達の考えと比較したりして、ねらいとする価値を追求・把握し、内面的な自覚を深めることができるのである。

発問には、基本発問（ねらいを達成するために必要なもの）、中心発問（基本発問の中で価値に迫るための最も重要なもの）、補助発問（基本発問や中心発問を補い、授業の流れを円滑に進めるためのもの）などがある。資料分析をする中で、効果的な発問を工夫していくことが、授業の鍵となる。

(5) 体験活動を生かした道徳の時間

児童生徒は、日常的にある様々な体験やボランティア体験、自然体験などを通して、心を動かしている。それらの心の動きと道徳の時間における指導とが響き合うようにして、道徳的な価値の自覚へと導くことが大切である。

また、道徳の時間で身に付けた道徳的実践力を基にその後の体験活動を展開したりするなど、相互の関連を十分に図ることが大切である。

道徳の時間においては、実物にふれる活動、様々な立場について考える役割演技、コミュニケーションを深める活動、感性や情操をはぐくむ体験等を取り入れることが考えられる。また、日常体験そのものを資料としたり、ボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かしたり、車椅子体験やアイマスク体験を取り入れたり、追体験や模擬体験等を取り入れ活用することも考えられる。

しかし、体験活動を生かす工夫とは、道徳の時間に「ボランティア体験」など社会奉仕体験活動そのものを目的として行ったり、車椅子体験やアイマスク体験などを取り入れたりするだけのことを意味しているのではない。あくまで道徳の時間のねらいに沿って道徳的価値の自覚を一層深めていくことができるよう学習指導を工夫して行うことが必要である。

(6) 道徳教育の評価

道徳教育における評価については「児童（生徒）の道徳性については、常にその実態を把握し指導に生かすように努める必要がある。」（小学校・中学校学習指導要領）と示されている。学校の教育活動全体を通して行われる道徳教育及び道徳の時間について、指導前後の心の変容を様々な方法でとらえ、道徳的なよさや道徳的成長に対する共感的な理解に基づいて指導計画や指導方法を評価し、その結果を指導の改善に生かしていくことが求められている。

また、道徳性評価においては、児童生徒が自ら成長を実感し、新たな課題や目標を見付けられるよう、教師が児童生徒の道徳的な成長を温かく見守り、よりよく生きようとする努力を認め、勇気付けるはたらきを重視する必要がある。

道徳の時間の評価

道徳の時間の評価は、その指導によって一人一人の児童生徒がその時間のねらいに迫ることができたかを把握することである。その評価を基に道徳の時間の学習指導過程や指導方法について検討し、次の時間に生かすことができるようにしなければならない。そのため、指導過程や指導方法の改善に役立つ多面的な評価を心がけなければならない。

また、「道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする」（小学校・中学校学習指導要領）とあり、道徳性は人格全体にかかわるものであり、数値などによる評価を行うことは適切でないことを明記している。

(7) 道徳の時間の指導上の留意点

授業の終末で、「……は、よいことだから、みんなでしましょう。」、「このことはいけませんね。」などと、一方的に価値を押しついたり、決めつけたりするような指導にならないよう留意する。

児童生徒の身近な問題や、地域社会の資料を使用する場合、個人の心情を害したり、人権を侵害したりすることがないように留意する。

校長や教頭の参加、他の教師との協力的指導、保護者や地域の人々の参加や協力などを得て、道徳の時間を魅力的にし効果を上げるようにする。

(8) 「心のノート」の
活用

「心のノート」は、児童生徒が身に付ける道德の内容を分かりやすく表したものであり、児童生徒が自己の生き方について考え、自ら道德性をはぐくむとともに、自己の生活や体験を振り返る「生活ノート」的な性格、家庭との「架け橋」としての性格をもつものである。

「心のノート」は教科書や副読本に代わるものではなく、日常生活や全教育活動を通じての道德教育の充実を図るために用いる教材であり、子ども自身の道德の学習の日常化を目指している。

道德の時間においては、道德ノートの的に活用したり、補助的な教材として活用したり、児童生徒による多様な活用がなされることが期待されている。また、「心のノート」の内容を参考にして、子どもの心に響く多様な教材を開発したり、選択したりして、効果的な教材活用に努めることが必要である。

5 特別活動

(1) 特別活動の目標

児童生徒は、様々な集団に所属し、その中で相互に影響を及ぼし合いながら、自主的、実践的に集団活動や体験的な活動を行う。特別活動は、このような望ましい集団活動を通して、個性の伸長と豊かな人間性の育成を目指すとともに、学級や学校生活への適応や好ましい人間関係の形成という学校生活の充実に欠かせない教育活動である。そのため、集団や社会の一員としての自覚と責任感を深め、基本的モラルや社会生活上のルールの習得など社会性の育成の一層の充実に資するという重要な役割を果たしている。

特別活動の目標は、学習指導要領に次のように示されている。

(小学校)

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

(中学校)

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

(高等学校)

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

(2) 特別活動の指導の 基本

特別活動は、望ましい集団活動を通して、「なすことによって学ぶ」教育活動としての特質をもっている。児童生徒に、発達段階や集団の特性に応じて自分の役割を果たし、相互に協力して活動する過程で、集団の一員としての自覚を深めさせるとともに、意欲をもってその責任を果たすよう、以下のことを基本として指導することが大切である。

盲・聾・養護学校については、P.55「盲・聾・養護学校における領域」を参照すること。

ア 望ましい集団活動 の展開

児童生徒に、様々な集団の中で多様な人間関係を築かせ、望ましい集団活動を進めさせること

児童生徒が、集団活動を通して集団の目標を達成し、集団の一員としての満足感や達成感を味わいたいという欲求を充足させたり、自分の個性を発揮し、認め合い、協力し合う活動を通して、集団に対する所属感や連帯感を育てること

イ 個性の発見と理解

集団活動の中で、児童生徒に潜在している個性の発見に努め、個性を伸長させる。また、児童生徒一人一人が自己の個性を正しく理解し、自己実現を図る活動を進める。

**リ 自主的・実践的態
度の育成**

望ましい集団活動を通して、児童生徒一人一人に責任を果たすことの大切さや実践することの重要性を理解させる。集団活動に主体的に参加して集団の一員としての各自の役割を自覚させ、仕事の責任を果たす自主的・実践的態度を育てる。

自主的・実践的態度を育てる特別活動の在り方を指導段階別に見ると次のとおりである。

目標を設定する段階

児童生徒自身が集団の活動目標の必要性を感じ、主体的に決定し、共通に理解する。

目標達成のための方法・手順の明確化の段階

決定された目標の達成に向けて、方法・手順を明らかにし、目標達成のために組織を考え、活動計画を立てる。

実行の段階

目標の決定、達成のための方法・手順を明確にし、実行に移す。目標や自己の役割を自覚し、協力し合いながら、問題を解決し、目標達成まで粘り強く努力していく。

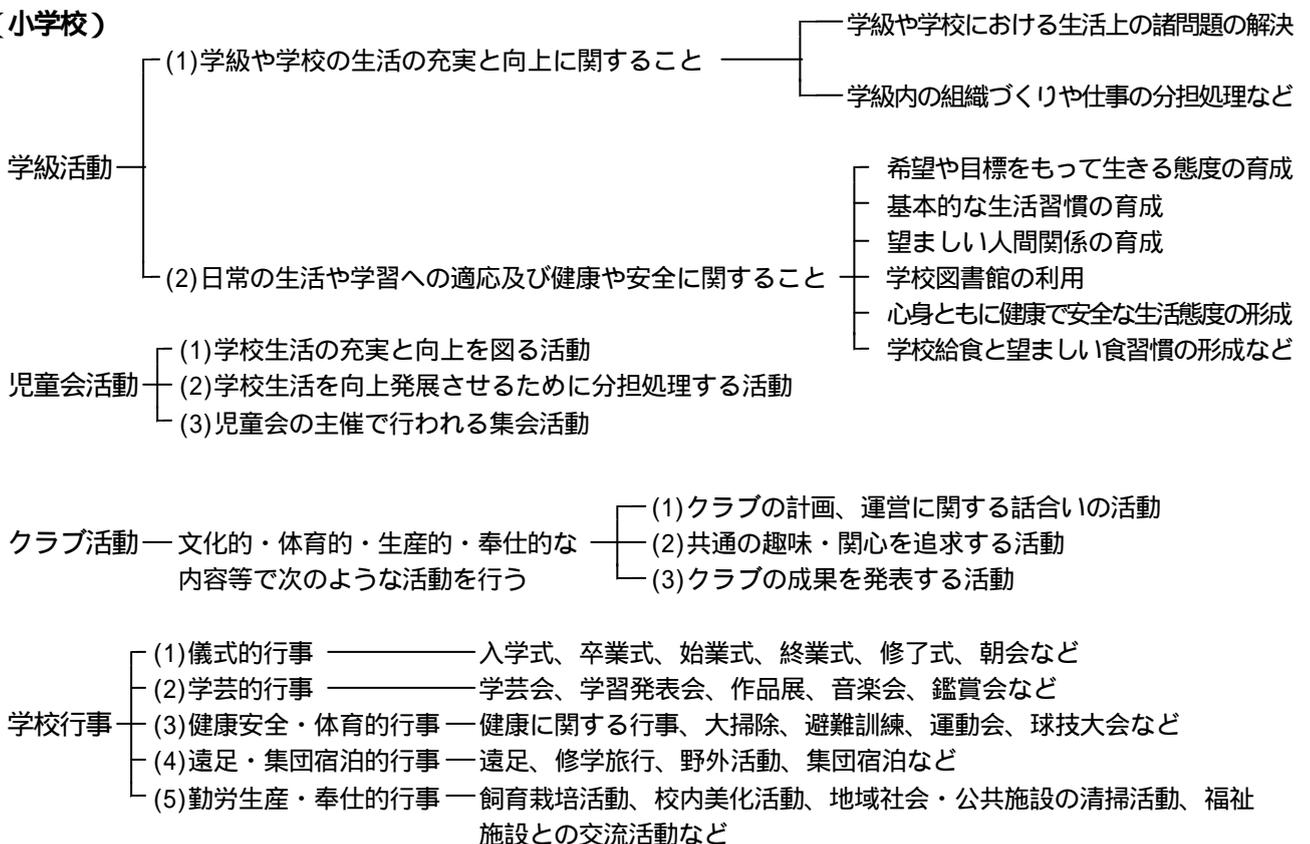
発展の段階

目標達成によって成就感・達成感を味わい、所属感や連帯感を高めることを通して、更に次の活動に向かう意欲と興味を高めていく。

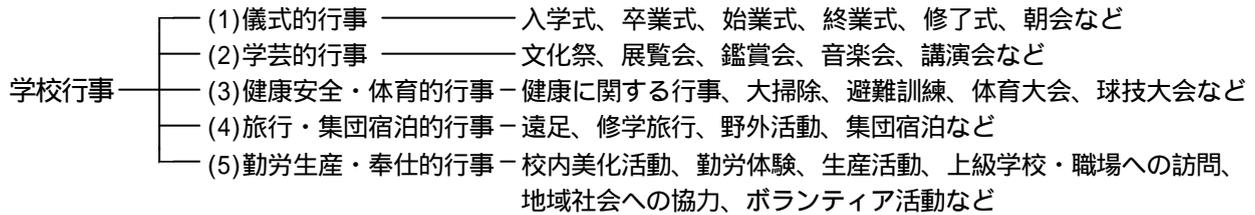
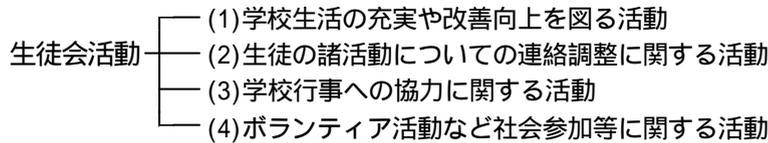
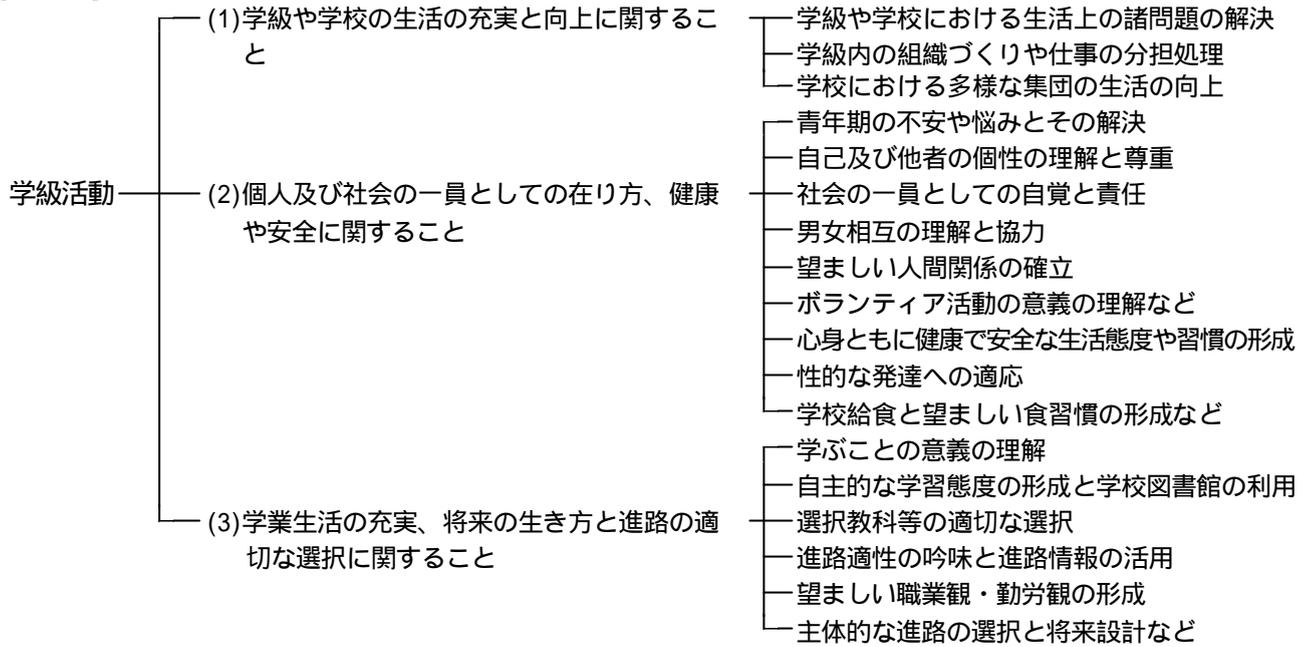
(3) 特別活動の内容

学習指導要領における特別活動の内容は、次のとおりである。

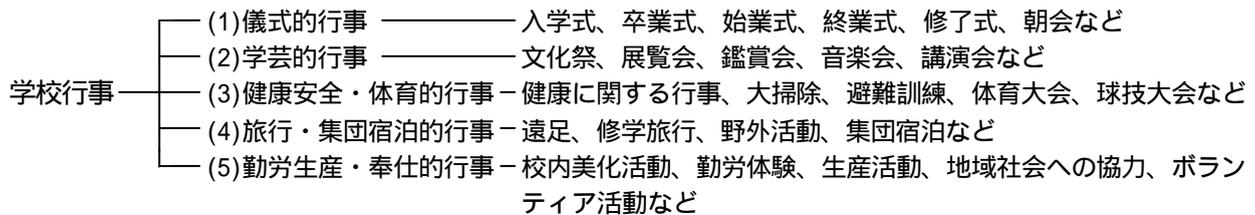
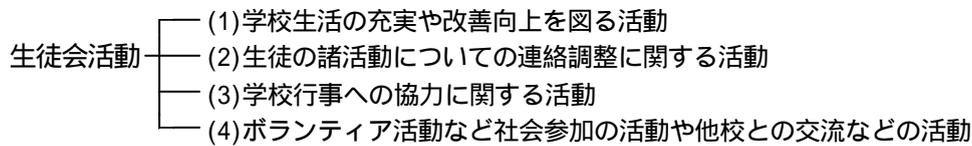
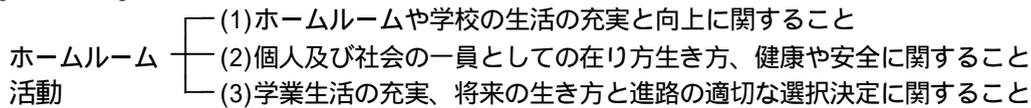
(小学校)



(中学校)



(高等学校)



(盲・聾・養護学校) (P.55「盲・聾・養護学校における領域」参照)

(4) 指導の基本的な在り方

ア 学級（ホームルーム）活動

小・中・高等学校において、学級集団は児童生徒の学校生活における集団の基盤となっている。学級は、教育目標達成を目指して意図的、計画的に編成されるものであるため、教師は集団が質的に高まるように学級を組織して指導することが大切である。

学級活動においては、児童生徒一人一人の考え方、生き方などを相互に理解することにより、自分の生活を見つめ直したり、集団の中での望ましい在り方について考えたりするなど、人間としての在り方生き方に関する指導が重要になる。

なお、小学校においては、児童がよりよい学級や学校生活を目指して諸問題の解決に取り組み、自発的、自治的な活動を活発に行えるようにする必要がある。

中・高等学校においては、生徒が学級(ホームルーム)や学校生活に適応し、自己や集団の生活の充実・向上に主体的に取り組み、自己実現を豊かに進める指導を推進させ、それとかがわって、ガイダンスの機能を充実させる必要がある。

ガイダンスの機能の充実

ガイダンスの機能を充実させるとは、生徒が好ましい人間関係を形成して学級（ホームルーム）・学校生活に適応するように指導・援助することであり、学業や進路等における選択及び自己の生き方などに関して、計画的、組織的に情報提供や案内、説明を行い、生徒が主体的に自らの適性を理解し可能性を伸ばすように指導・援助することである。

ガイダンスの機能の充実は、今回の中・高等学校の学習指導要領に新たに示されたもので、特別活動だけでなく、総則にも明記されている。生徒が現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成を学校の教育活動全体を通じて計画的に進めていくことが重要である。

学級（ホームルーム）や学校生活への適応に関する指導・援助とは、例えば入学時や新学期といった学校生活や学年の新しい生活の開始時期などにおいて、認め合い、励まし合う集団の中で、生徒がこれから始まる生活に対して十分な情報を得、見通しをもって学校生活に積極的に取り組む意欲がもてるようにすることである。

学業や進路等における選択及び自己の生き方などに関する指導・援助とは、生徒が自己の興味・関心、進路希望等に応じて中学校においては選択教科等を、高等学校においては教科・科目や類型等を適切に選択し、自らの意志と責任で進路選択ができるよう能力や態度を育成することである。

いずれの指導・援助においても、適応や選択のためにだけガイダンスを実施するのではなく、その活動を通して、生徒が自己の現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成が図られるよう、ゆとりのある指導計画を

立てることが大切である。

なお、小学校においては、児童の発達段階に応じてガイダンスの機能を充実する観点から、内容の例示に希望や目標をもって生きる態度の形成に関する事項が加えられた。児童が自ら、現在及び将来の生活や学習によりよく適応し、自己を生かそうとする生活態度を育てることが重要であり、指導に当たっては、自分への気付きや自己決定を促す適切な情報・資料を提供するとともに、健全な人間関係を醸成するなどの工夫を行うことが大切である。

イ 児童会・生徒会活動

児童会・生徒会活動は、児童生徒一人一人が自主的・実践的な活動を通して、学校生活をより充実したものにするとともに、豊かな人格形成を図ることをねらいとしている。

その活動としては、すべての児童生徒で組織する児童会・生徒会において、身近な問題に気付き、その解決に向けて話し合うなど学校生活の充実や向上を図るための総会や各種委員会活動をはじめ、学級活動やクラブ活動など児童生徒の諸活動を円滑にするための連絡調整に関する活動、さらに、学校行事の企画・運営に積極的に協力する活動など多様な活動内容が考えられる。

ウ 学校行事

学校行事は、学習指導要領に「学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと」と示されている。

その活動は、内容が多彩で総合的かつ体験的なものであり、学校生活にリズムを与え、生活の節を設け、より生き生きとした豊かな学校生活を送ることを目指した全校規模や学年単位など大きな集団での実践的な活動である。

今日的な課題であるボランティア活動など社会奉仕の精神を涵養する体験や自然体験などの活動の充実を図ることも大切である。

エ クラブ活動

クラブ活動は、学年や学級の所属を離れて、共通の興味や関心をもつ児童で組織されたものであり、文化的・体育的・生産的又は奉仕的な活動を行うものである。

小学校において、主として第4学年以上の児童が活動することになる。

クラブ活動の指導においては、学級活動、児童会活動、学校行事などとの関連を図ることが大切で、そのことによりクラブ活動の目標がより一層達成されるようになる。

(5) 特別活動の評価

児童生徒が自己の活動や生き方をしっかりと振り返り、新たな目標や課題をもてるようにし、また指導の改善を図るためにも適切な評価を行う必要がある。特別活動においては、指導計画の作成、計画に基づく展開、展開後の反省という一連の流れの段階で評価を行う。その際、指導の成果だけでなく指導の過程における児童生徒の努力や意欲、進歩の状況などを積極的に取り上げ、児童生徒のよさを多面的・総合的に評価することが大切である。また、

各内容の活動の評価を積み重ね、それらの評価を次の活動の場面に生かしていくことも大切であり、その繰り返しの中で特別活動の充実・改善を図る必要がある。

全教師の協力体制のもとで、個人及び集団の変容、指導計画、指導過程について適切に評価し、指導の改善に努め、児童生徒の活動意欲を喚起することが重要である。

(6) 指導上の留意点

ア 指導計画作成上の 配慮事項

学習指導要領では以下の配慮点があげられている。

学校の創意工夫を生かし、教師の適切な指導の下に自主的・実践的活動を促すこと。

生徒指導の機能を十分に生かし、教育相談を適切に実施すること。

生きる力を育てる観点からも、体験的活動を広く取り入れること。

小学校の学級活動などにおいて、児童が自ら現在及び将来の生き方を考えることができるよう工夫すること。

中・高等学校においては、学校生活への適応や人間関係の形成、選択教科（科目）や進路の選択などの指導に当たって、ガイダンスの機能を充実するよう指導を工夫すること。

学級活動について年間35単位時間（週）以上の授業時間を配当すること。（小学校第1学年については34週以上）

小学校のクラブ活動に充てる授業時数は、ねらいの達成のために必要な時間を確保すること。

イ 内容の取扱いにお ける留意点

各教科及び道徳、総合的な学習の時間等との連携に努める。

学校行事以外の活動については、教師の適切な指導によって児童生徒の自発的・自治的な活動となるようにする。

学級活動については、実態に応じた指導内容の重点化、児童生徒の活動への支援を行う。

クラブ活動については、事故や問題の発生の防止に努め、実施の形態・方法など適切に工夫する。

学校行事については、学校・地域の実態に応じて行事やその内容の精選を図る。

入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

(7) 体験的な活動

特別活動は、集団活動を通して、児童生徒が自発的、自主的、実践的に活動するとともに、様々な体験的なふれ合いによって展開されるという特質もっている。各学校においては、児童生徒や地域の実態に応じて、自然体験や社会体験などを充実させる必要がある。これらの体験活動を通して、自然

や環境への理解を深め、自主性、協調性、社会性などを培うとともに、社会の一員としての在り方や望ましい勤労観・職業観を育成することが大切である。

ア 自然や文化に親しむ活動

自然や文化に親しむ活動は、自然や地域社会の文化、人々とのふれ合いを通して、自然と人間とのかかわりを考えさせ、児童生徒の感性や創造性を養うための体験的な活動で、豊かな心情を養うことに効果的である。

【活動例】

集団宿泊学習 草花の採集 地域の伝統文化的行事への参加
動植物や地層の観察 有形・無形文化財の鑑賞

イ 勤労生産的な活動

今日の児童生徒は、心身の発達にふさわしい勤労体験の機会をもつことが少なくなっている。したがって、勤労生産的な体験の場を教育活動の中に意図的・計画的に位置付け、活動を通して働くこと、目標に向かってやり遂げること、協力すること、豊かな人間関係を築くことを学ばせ、勤労の尊さを実感し創造する喜びを味わわせ、さらには、自己の能力・適性等について理解を深めさせる必要がある。

なお、こうした活動を進めるに当たっては、それぞれの児童生徒に役割を分担させ、教師と児童生徒が一緒になって活動し、共に働くことの喜びを味わう機会にすることが大切である。

【活動例】

日常の清掃活動 花壇づくり 農園づくり
緑化の推進活動 動植物の飼育栽培

ウ 奉仕・ボランティア活動

この活動は、児童生徒に社会の一員としての連帯感を養い、積極的に社会に貢献しようとする実践活動を通して、社会を知り、社会への愛情をはぐくむことによって、他を思いやる心を育て、よりよい社会を実現しようとする態度を養う体験的な活動である。

【活動例】

幼児・高齢者・障害のある人々との交流
被災地・被災者への激励及び支援活動
国際支援活動
学校行事への招待
地域清掃活動

なお、日常の教育活動においても体験的な学習活動を充実する必要がある。

また、こうした活動を進めるに当たっては、教職員間の共通理解を図るとともに一部の児童生徒に負担がかかり過ぎないように配慮すること、男女が協力し相互の特性を生かすこと、準備から後始末まで一貫してやり通すことなどに留意する必要がある。

6 総合的な学習の時間

(1) 総合的な学習の時間のねらい

総合的な学習の時間では、この時間で取り上げられる個々の課題について何らかの知識を身に付けることや具体的に課題を解決することそのものに主たる目的があるのではない。この時間は、横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習などの過程を通じて、自ら課題を見付け、自ら学び自ら考え、問題を解決する力などの「生きる力」を育てること、情報の集め方、調べ方、まとめ方、報告や発表・討論の仕方などの学び方やものの見方を身に付け、問題解決に向けての主体的、創造的な態度を育成すること、自己の生き方（高等学校では自己の在り方生き方）について考えることができるようにすることをねらいとしている。

総合的な学習の時間は、これらのねらいの下、各教科等で身に付けられた知識や技能等を相互に関連付け、深め、総合的に働くようにすることを目指すものである。また、総合的な学習の時間で身に付けた力を各教科等において生かしていくことも大切である。

総合的な学習の時間のねらいにある「自己の（在り方）生き方」については、発達段階を踏まえて、「学習指導要領解説 総則編」では、以下のように示されている。

(小学校)

自分の考えや意見をもったり、自分のよさに気づき、自分に自信をもったりするなどして自己の生き方について考えることができるようにする。

(中学校)

自己を見つめ、現在や将来について真剣に考え、卒業後の進路を主体的に選択し、生きがいのある生活を実現していくという自己の生き方について考えることができるようにする。

(高等学校)

自己を見つめ、現在や将来について真剣に考え、卒業後の進路を主体的に選択し、生きがいのある生活を実現していくという自己の在り方生き方について考えることができるようにする。

(2) 総合的な学習の時間の学習活動

総合的な学習の時間では、上記に示すこの時間のねらいに即して指導を行うものとし、学校や地域、児童生徒の実態等に応じ、創意工夫を生かした活動を展開するものである。

7 年間指導計画等の作成

総合的な学習の時間の全体構想（ねらいや内容等）や年間指導計画は、学校や教師が作成することになる。この時間が全教職員が一体となって指導するものであるということから、年間指導計画等の作成において教職員間の協働体制が欠かせない。作成に当たっては、学習指導要領に示されたねらいを踏まえ、各学校として育てたい資質や能力を明らかにしておくことが大切である。また、具体的な学習テーマや学習方法などを構想する際には、児童生

徒の問題意識や興味・関心を十分に把握しておくことが大切である。

イ 体験的な学習、問題解決的な学習の重視

総合的な学習の時間の指導において、ねらいとする資質や能力などを児童生徒が身に付けるためには、一定の知識を教え込むものではなく、直接的な体験や問題解決に取り組む学習を積極的に取り入れていく必要がある。

児童生徒にとって学校で学ぶ知識等を実感をもって理解する機会が減少している現状においては、意図的、計画的にそのような機会を設けることが必要である。児童生徒は、具体的な体験や事物とかかわる中で、様々なことを考え、それを深め、学んでいく。そして、そこで得た知識や考え方を基に実生活の様々な課題に取り組むことを通じて、自己を高め、よりよい生活を創り出していくことができるものと考えられる。そのことは、「生きる力」の基盤となるものである。

具体的には、自然体験や社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動などの体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れることが必要である。

こうした体験的な学習や問題解決的な学習を行うことで、各教科等で得た知識や技能等が実生活において生かされ総合的に働くようにすることが大切である。

ウ 学習形態、指導体制の工夫

総合的な学習の時間を効果的に進めるためには、学習形態、指導体制を工夫し、学習環境の整備に努めることが大切である。

学習形態

総合的な学習の時間では、様々な課題について多様な学習活動が行われる。それにこたえるためには、指導のねらいや内容、児童生徒の実態等に応じてグループ学習や異年齢集団での学習など学習形態の工夫を図る必要がある。

学習形態としては、例えば、個別の学習をはじめ、興味・関心別グループ、表現方法別グループ、調査対象別グループなどのグループ学習や学級を超えた学年全体の学習、異年齢集団での学習などが考えられる。こうした学習形態での学習を進めることで、児童生徒の興味・関心や学習経験などの多様性をより生かすことができる。

指導体制

総合的な学習の時間は、課題解決の過程を通して主体的に問題を解決する資質や能力を育てることがねらいであるから、特定の専門性をもつ教師だけが担当するものではない。さらに、この時間は学級や学年を超えた取組を進めることが求められていることから学級担任だけが担当するというのも適切ではなく、全教職員が一体となって指導する学校全体としての体制が不可欠である。多くの教師の特性を生かして児童生徒の多様性に対応することが大切である。

学校が取り上げる課題、児童生徒が取り組む課題が決まれば、それにふさわしい学習活動や教師それぞれの役割分担などが決まり、学校全体としての

指導体制の確立が図られる。教師だけでなく、保護者や地域に在住・在勤する専門家などの協力を得て、チーム・ティーチングの形で指導することも有効である。

さらに、様々な学習活動に対応できるように校内の学習環境の整備を進める必要がある。総合的な学習の時間を支える学習情報センターとして機能する学校図書館に必要な資料の整備、コンピュータ等の情報機器・情報通信ネットワークの整備、多様な学習活動を展開できるスペースの工夫などが望まれる。

I 地域社会との連携

総合的な学習の時間の学習活動は、地域社会などにかかわっているものも多く、保護者や地域の専門家などをはじめ学校外の人々の協力などにより、その成果が得られるものも少なくないと考えられる。また、地域社会には公共図書館や博物館などの社会教育施設、様々な企業、川や山などの自然や文化財、伝統的行事や産業などがある。こうした地域社会の学習機関や学習環境を積極的に活用する必要がある。

地域の人々の協力や地域の教材、学習環境の活用などに当たっては、各学校におけるこれまでの学習活動の中で蓄積されているノウハウを生かし、協力可能な人材や施設などに関するリスト（人材・施設バンク）を作成したり、地域の有識者との協議の場を設定したりする工夫も考えられる。また、インターネット等を使って、児童生徒の学習の様子や成果を地域に発信するなど活動の場を広げていくことも考えられる。

また、地域社会との連携において、幅広く外部に活動の状況や成果を公表し、地域の人々から様々な協力、反応を得ることが大切である。そのことによって、児童生徒も社会とのかかわりを実感し、成就感を得て、その成果が真に身に付いたものになる。さらには、地域の人々や関係機関などの学校への理解も深まり、一層の協力も得られやすくなるものと考えられる。

オ その他の配慮事項

(小学校)

国際理解の学習の一環として外国語会話を取り扱う際には、中学校の外国語教育の先取りや教科としての設定ではなく、歌やごっこ遊び、外国の人との交流など児童が外国語にふれたり、外国の生活や文化などに慣れ親しむような小学校段階にふさわしい体験的な学習を行うことが大切である。

(高等学校)

総合学科においては、総合的な学習の時間における学習活動として、「生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動」を含むものとする。

職業学科においては、「課題研究」は原則履修科目ではあるが、同様の成果が期待できる場合は、総合的な学習の時間における学習活動により「課題研究」の履修に替えることができる。また、「課題研究」の履修により、総合的な学習の時間の学習活動に替えることもできる。

(盲・聾・養護学校)

知的障害養護学校の小学部では、総合的な学習の時間を設けない。また、盲学校、聾学校、肢体不自由・病弱養護学校の知的障害がある小学部の児童については、総合的な学習の時間を設けないことができる。

総合的な学習の時間に充てる授業時数は、児童生徒の障害の状態や発達段階等を考慮して、知的障害養護学校については、中学部の各学年において、それぞれ適切に定める。盲学校、聾学校、肢体不自由・病弱養護学校の小学部第3学年以上及び中学部については、各学年においてそれぞれ適切に定める。また、盲学校、聾学校、肢体不自由・病弱・知的障害養護学校の高等部においては、学校や生徒の実態に応じて適切に定める。

(3) 総合的な学習の時間の評価

総合的な学習の時間においては、この時間のねらいが生かされるよう、数値的に評価することはせず、活動や学習の過程、報告書や作品などに見られる学習の状況や成果などについて、児童生徒のよい点、学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて適切に評価する。

指導要録の記載においては、この時間に行った学習活動及び指導の目標や内容に基づいて定めた評価の観点を記載する。その上で、それらの観点のうち、児童生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入するなど、児童生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

また、指導を行う過程で、児童生徒が自ら設定した課題や学習計画、追究過程を振り返り、評価し、改善を図っていくことは、この時間のねらいを実現するために重要である。どんな課題に取り組んでも、探究し学んだことを振り返り、今後のかかわり方を考え、生き方を探るための評価を工夫する必要がある。

評価の方法としては、ワークシート、ノート、作文、絵、レポートなどの製作物、発表や話し合いの様子などからの評価、自己評価や相互評価の活用、教師による活動状況の観察などを通して、児童生徒の意欲や態度、よさ、進歩の状況の評価することが考えられる。

7 盲・聾・養護学校 における領域（道 徳、特別活動、自 立活動）

(1) 道徳

盲・聾・養護学校の道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものとし、道徳の時間〔小・中学部、高等部（知的障害者を教育する場合）〕をはじめとして、各教科、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導を行うものである。また、児童生徒の特性等を考慮し、領域・教科を合わせた指導の形態で行う場合もある。指導計画の作成と内容の取扱いについては、小・中学校における道徳の目標・内容に準ずる（知的障害者を教育する養護学校の高等部については、小・中学校の目標・内容を基盤とする）ほか、次に示すところによる。

児童又は生徒の障害に基づく種々の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。

各教科、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間との関連を密にしなが、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。

（盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領）
知的障害者を教育する養護学校の高等部では、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする。（盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領）

(2) 特別活動

盲・聾・養護学校の特別活動も、その目標・内容については、小・中・高等学校における特別活動の目標・内容に準ずるが、指導計画の作成と内容の取扱いについては、盲・聾・養護学校に独自の事項がある。

学級活動における集団の構成についての配慮

盲・聾・養護学校の1学級当たりの児童生徒数は少数なため、学級活動を実施する場合、適宜他の学級や学年と合併した集団を構成するなど、創意工夫が必要である。

交流教育の積極的な設定

障害のある児童生徒が集団活動を通して、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに地域社会の人々と活動を共にすることは、生活経験を広げ、社会性を養い、人間関係を豊かにするよい機会であり、特別活動等において計画的に設定することで、より成果が期待される。

知的障害者を教育する養護学校における配慮

知的障害者を教育する養護学校の高等部において、指導に当たっては、個々の生徒の知的発達の状態や特性等を考慮して、生活に結び付いた内容を、実際の場面で具体的な活動を通して指導することが効果的

である。

(盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部・高等部学習指導要領 参照)

盲・聾・養護学校における特別活動の指導は、児童生徒の障害の状態等により、活動の時間を設けて指導する領域別の指導の形態で行われる場合と、日常生活の指導や生活単元学習等の領域・教科を合わせた指導の形態で行われる場合とがある。

(3) 自立活動

盲・聾・養護学校の教育課程は、小学校、中学校及び高等学校に準じた各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間に加えて、障害に基づく種々の困難の改善・克服をねらいとした領域である「自立活動」で編成されている。

ア 自立活動の目標

個々の児童生徒が「自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」ことを目標としている。

(盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部・高等部学習指導要領 参照)

イ 指導内容

自立活動の内容は、基本的な行動に必要な能力の習得を意図し、一人一人の児童生徒の状態を十分踏まえて、個に応じた指導をすることが重要である。

【内容】

人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な要素を5つの区分に分類・整理したもの。

【区分】

健康の保持	心理的な安定	環境の把握
身体の動き	コミュニケーション	

ウ 指導上の留意点

指導に当たっては、個々の児童生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するとともに、個々の児童生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにする。

また、自立活動の時間における指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにする。

8 教育活動の評価

(1) 教育活動の評価の役割

教育活動の評価は、学習指導要領の目指す教育の実践を進め、児童生徒一人一人のよさや可能性を伸ばすことを根底に据え、豊かな自己実現を支援していくことを役割としているのである。

教育活動は、「目標 計画 実施 評価 改善 目標」という循環過程を経て進められていくものである。つまり、目標の達成や課題解決に向けて、計画・実施したことを、客観的、科学的に分析・診断し、それに基づく改善から新たな目標へと継続することにより、効果的な教育活動を進めることを目的としている。その意味において評価の果たす役割は大きく、また、評価は前向きで動的なものとして、積極的・主体的に行われなければならない。

(2) 指導要録

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものである。

指導要録は、指導のための資料としては、学年末に1年間の活動の状況を総括的に評価するものであるが、その記録を確かなものにするためには、継続的な評価を充実することが重要である。その意味から、日ごろの指導と評価に当たっては、計画的に実施し、要録の資料となる記録を整理しておくことが大切である。

指導要録は、作成が義務づけられている法定表簿（備付表簿）の一つである。学籍に関する記録と指導に関する記録を別葉に編成する。保存期間は前者は20年、後者は5年となっている。

（関連法規 / 学校教育法施行規則第12条の3、第15条第2項）

(3) 日々の学習の評価

ア 授業分析と授業改善

日々の教育実践の成果は、児童生徒の行動や意識の変容によって実証される。したがって、毎時間の授業や一日の教育活動が終わるごとに、指導記録を基に適切に評価したい。単に楽しそうだったというだけでなく、授業の中で学習のねらいが達成できていたかどうかということが大切である。

授業の記録と分析

1時間の授業を記録し、その記録に基づいて発問や児童生徒の発言、関心や理解の程度、板書事項や教具の適否などについて客観的に分析し、授業改善を図る。

授業の評価と改善

児童生徒が学習内容を理解できたか、指導目標やねらいがどの程度できたかなど授業の評価は、まさに教師の指導にかかわる力量の評価と考えられる。この評価を分析し、児童生徒の学習状況や指導効果を診断し、次時の学習の展開等、授業改善に生かす。

イ 授業研究と研修

毎日の授業を充実させ、学習指導の質的向上を図るためには、研究と研修に努めることが大切である。

また、その研修の成果は日常的な自己評価をいかに授業に生かすことができたか、児童生徒がどう変容したかで決まる。学習指導上の課題を整理し、解決に向けて授業計画を立てて実践していくことが必要である。

(4) 学期末の評価と新学期の計画・準備

学校では、教科や道徳の授業、学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事など、多岐にわたる教育活動が行われているが、これらの教育活動を進めていく上で、計画とそれに基づく実施、評価、改善、さらには、それらのサイクルを基盤とした次への計画を、段階的、発展的にとらえていくことが大切である。

そこで、これらの活動の学期末における評価、次学期への計画・準備等については次のとおりである。

教科指導においては、教科の指導目標が達成できたかどうか、指導計画、指導内容、指導方法は児童生徒の実態に応じていたかどうかなどについて、客観的に評価し、まとめておく。

また、学級担任は、学級経営案を基に、目標や活動が学級の児童生徒にとって適切であったかどうかなど、学級経営の評価項目を学級の実態に即して作成し、評価することが大切である。評価することによって学級経営の課題を発見し解決していくことが可能となる。

【学級経営の評価項目の例】

学級目標の設定	児童生徒理解	生徒指導
教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間・自立活動の指導		
家庭との連携	教室の環境の整備	学級事務の処理

その他担当分掌においては、当初の計画が実践できたか、学校教育の目的や役割が効率的に達成できたかどうかなどについて成果と課題を明らかにし、次学期への方針を練ることが大切である。

(5) 1年間のまとめと展望

1年を振り返ったとき、教育活動の成果として一人一人の児童生徒の成長を確認することが必要である。実施したことが評価のための評価に終わることなく、その結果の記録や整理の仕方を工夫し、それを土台として次年度への確かな展望を築いていくことが大切である。

9 学級（ホームルーム）経営

(1) 学級（ホームルーム）経営の在り方

学級経営は、学校経営や学年経営の基本的な経営方針を受けて、学級を担当する教師が学級の実態を正しく把握し、児童生徒との人間関係を深めながら、より健全な学級集団を育てていく日常的な営みである。その活動として次のものがある。

児童生徒のまとまりをつくりあげる活動

学級で行われる教科・領域の活動

教室の環境を整える活動

学級事務にかかわる活動

学習指導・生徒指導を含め、自校の学校教育の目標に即した活動全体の構想を描き、学級経営方針を立て、この学級経営方針を基に学級活動の指導計画を作成することが大切である。

【小学校】

小学校の学級担任は、学級の指導と教科の指導をほぼ一人で担当し、一日のほとんどの時間を児童と接するので、教師の一挙一動の影響は大きいものがあるといえる。教師は児童と共に学んでいこうとする姿勢も大切である。

【中・高等学校】

中・高等学校の学級（ホームルーム）担任は、担当教科の指導と学級の指導に当たるが、常時学級の生徒と接しているわけではないので、他の教科担当教員等と連携し、生徒の掌握に努めることが大切である。また、生徒の諸活動の基盤である学級を生徒の指導の基礎的な場として位置付け、生徒とのかわりをできるだけ多くもつように努めながら、生徒のまとまりにも留意して指導を行う必要がある。

【盲・聾・養護学校】 学級担任は、様々な障害の状態と特性等に即した指導に努めなければならない。

以下はその留意点である。

児童生徒の生活や実態に即した指導を行い、望ましい生活習慣や学習習慣を身に付けさせる。この場合、自立と社会参加・進路希望の実現を目指す視点を忘れないようにする。

一斉指導のほかに、課題に応じたグループ別の指導や個別の指導などを行い、多様な指導の形態を工夫し計画的に実施する。

児童生徒の障害の状態に応じ、個別に種々の自立活動を実施する場合もあるため、学級担任は担当の教員と連携を図り、日常の指導の中でも、適切に指導が行えるようにしておく。

その他の留意事項

なお、複数の教職員が指導に当たる場合は、以下の項目に留意したい。

けがや発作など児童生徒の健康安全面にかかわる事項は、事前に対応

方法を協議し、各担任が適切に対応できるようにする。

学級の児童生徒の実態を共通理解しておき、一人一人の課題に応じた指導が的確に行えるようにする。

定期的に児童生徒の様子を交流することで、課題を見直し、適時性のある指導が行えるようにする。

また、個人の指導記録を作成する場合には、次の項目に留意すること
個人情報であるため、その取扱いと保管は京都府個人情報保護条例等にのっとり適切に行う。

日常の教育活動で十分活用する。

定期的に見直しをして、よりの確な指導が行われるようにする。

年度末に見直しを行い、次年度への引継ぎを確実に行う。

(2) 児童生徒の好ましい人間関係を育てる活動

学級での指導を確かなものにするためには、一人一人の児童生徒をよく理解することが必要である。児童生徒は、学校生活の大部分を学級の中で過ごしていることに留意し、一人一人が安心感と存在感をもって学習や生活をしていけるようにすることが、学級経営の基本である。

一人一人の児童生徒が何らかの役割を受けもって学級集団の中で自己を生かすことを学び、生き生きと生活できるように、好ましい人間関係の育成を図ることが大切である。

また、集団の一員として互いに協力し合い、よりよい生活を築いていこうとする姿勢をもたせることで、個々を認め合う魅力ある集団となる。

(3) 学級で行われる日常的な活動

【小・中学校】

朝の会

朝の会では、1日のさわやかなスタートを切りたいものである。この時間では、児童生徒の健康状態の把握と学校生活を円滑に送るための連絡・調整をする。

朝のあいさつをする。

出欠調べと健康調べをする。

係、班の報告及び伝達をする。

担任から連絡をする。

休み時間

休み時間には、授業中には見られない児童生徒の姿がある。一人一人をよりよく理解するためにも、事情の許す限り児童生徒と打ち解けた時間を過ごしたい。児童生徒が教師に期待するものの一つに、一緒に遊び、語ってもらえるということがある。

また、安全確保と事故防止についても、日頃から留意し指導する必要がある。

給食の時間

給食の時間は、事前の準備、後片づけを通じて共同生活における協同、協調の精神を体得させる等の、教科学習では得にくい貴重な教育上の意義をもっている。

給食の前に

手洗いの徹底

配膳中の指示

当番の活動

身支度と手洗い

食器等の運搬

配膳

食事中

食事中のマナー

食事中の配慮

後片づけ

パック等の処理

食器等の扱い

(P.88 「学校給食」 参照)

清掃の時間

清掃の時間は、協力しながら、気持ちよく生活できる学習・生活の環境を整える大切な活動の時間である。

役割分担等を行い、協力して清掃ができるように事前に十分な指導を行う。

清掃活動を通して、日常の環境美化に留意する態度を育成する。

終わりの会

終わりの会は、今日一日を振り返り、学習や生活等全般について反省したり、翌日の指示や連絡をする機会でもある。

司会や、会の進め方については、児童生徒が自主的に運営できるように十分指導する。

話し合いの際は、自分の考えを述べたり、他の人の意見をよく聞いたりすること、また、他の児童生徒の非難のみに陥らないようにすることなどについて指導する。また、翌日の予定や大切なことは連絡ノートに書き取らせるなど、きめ細かい指導も必要である。

【指導内容例】

一日の学習の様子について話し合う。

係や班活動の様子について話し合う。

各教科の課題や準備物について指示し、忘れ物がないように指導する。

なお、集金や教材については、適当な準備期間をとるなどの配慮をして連絡する。

家庭学習等、帰宅後の過ごし方について指導する。

交通安全など下校途中の危険防止について指導する。

【高等学校】

ショートホーム ルーム

生徒の健康状態の把握と学校生活を円滑に送るための連絡・調整の時間である。

欠席、遅刻、早退の点検と理由の確認
学校、各教科、分掌からの連絡事項の伝達
生徒の健康等の観察と指導

休み時間

休み時間には、授業中に見られない生徒の姿がある。一人一人をよりよく理解するためにも、事情の許す限り生徒と打ち解けた時間を過ごしたい。生徒が教師に期待することは、理解してもらおう機会を少しでも多くもって欲しいということである。

また、安全対策及び事故防止などについて指導しておくことが大切である。

清掃の時間

清掃の時間は、協力しながら、気持ちよく生活できる学習・生活の環境を整える大切な活動の時間である。

役割分担等を行い、協力して清掃ができるように事前に十分な指導を行う。

清掃活動を通して、日常の環境美化に留意する態度を育成する。

【盲・聾・養護学校】

児童生徒の健康状態を把握する際には、表情や体調の変化などを見落とさないことが大切である。また、連絡帳などで、前日から当日の朝までの家庭での状況を把握しておく。さらに、常時、排泄指導や検温が必要な児童生徒には、十分配慮しなければならない。

朝の会

朝の会では、1日のさわやかなスタートを切りたいものである。この時間では、児童生徒の健康状態の把握と学校生活を円滑に送るための連絡・調整をする。

朝のあいさつをする。

出欠調べと健康調べをする。

係、班の報告及び伝達をする。

担任から連絡をする。

給食指導

基本的な生活習慣にかかわる事柄であるため、児童生徒の実態に応じて、準備や後片づけなどの活動に課題を設定して指導を行う。
楽しく和やかに食事をとる習慣を身に付けさせる。

(P.88「学校給食」参照)

清掃の時間

児童生徒の実態に応じて役割分担をする。

分担された役割を果たせるよう指導・援助する。

教室等を美しくした喜びや成就感を味わわせる。

終わりの会

終わりの会は、児童生徒の学習活動を振り返り、翌日へ向けての展望をもたせたい。

終わりの会までに連絡帳の記入を済ませておく。

一日の学習活動の評価をする。

特に児童生徒一人一人が努力したことや課題を学級担任が評価する。
係、班の活動を振り返らせる。

翌日の予定を知らせる。

明日への希望をもたせ、十分な安全への配慮を図り、下校させる。

なお、スクールバスで通学する児童生徒については、送迎等介助の教職員と連携しながら指導に当たることが大切である。

(4) 教室の環境を整える活動

教室経営は物的条件の整備が中心であるが、その基本は温かさや和やかさをももし出す教室環境を目指して、学級の児童生徒が一日の学校生活を有意義に過ごすため創意工夫することである。例えば、掲示物や展示物などは、常時掲示・定期掲示・一時的掲示に分け、掲示板や教室壁面を効果的に活用する。また、机の配置の工夫や、学級図書などの効果的な活用などが考えられる。

これらの活動では、児童生徒の積極的な参加が望まれる。それと同時に、教室環境として必要なものを精選し、調和と統一を図る配慮が必要である。

教室環境を整える活動では、学級担任は児童生徒一人一人が学級の仕事を分担し、活動する中で自己の個性を發揮できるよう指導・援助するとともに、学校や学年及び学級の教育目標の達成に向かって、個と集団が十分活動できる態勢をつくることに努めなければならない。

(5) 学級事務

学級経営を円滑に進める上で、学級事務の迅速かつ的確な処理は大切なものである。

また、学級事務は、適正な文書管理が要求される。

学級事務の内容をあげてみると、およそ次のようになる。

年度始めの事務

児童生徒名簿の作成

諸表簿等の整備

出席簿、学級日誌、指導手帳、家庭連絡票、諸費集金簿

指導要録、健康診断票、歯の検査票

時間割・年間指導計画・学級活動指導計画の作成、新旧担任の事務引継ぎ

日々の事務

出席簿の整理

提出物の整理

防火、安全点検の実施

週間の事務	学級経営案に基づく活動計画の改善及び作成 週案の作成、提出
月間の事務	出席簿の月末統計と整理 集金事務の整理
学期末の事務	成績一覧表・通信簿の作成 諸表簿の整理提出（出席簿、各教科別成績表、成績一覧表、諸費会計簿等）
年度末の事務	指導要録等の表簿の整理 学年学級会計の整理と報告

なお、児童生徒に関係する表簿等は校外に持ち出してはならない。記入は学校内で行い、プライバシーの保護に留意して保管する。

(6) 通信簿の意義と作り方

通信簿の意義 通信簿は通知表（票）とも呼ばれ、その発行に関して法的な規定はないが、学校での児童生徒の学習の状況を総合的に評価し成長の姿を保護者に伝え、家庭との連携・協力を促進するために作成されるものである。

通信簿の様式及び記入項目 公簿である指導要録と異なり、通信簿の様式は各学校の実態に応じて様々な工夫がなされており、その体裁や記入方法も様々である。しかし、出欠の記録、学習の記録、行動の記録、特別活動の記録、通信欄などの項目が設定されているのが一般的である。したがって、自校の通信簿の趣旨や記入項目について十分理解しておくことが大切である。

通信簿の記入上の留意点 学習の記録における観点別評価及び評定の記入に当たっては、日常的な評価の総合的な判断が必要である。さらに、行動の記録等における所見の記入については、日常的な観察によって児童生徒の行動の事実を資料として収集し、確実な事実に基づいて記入することが重要である。

また、通信簿は児童生徒の関心も極めて高く、指導機能を十分に果たすという観点から、児童生徒の行動等の長所を認め、今後の学校生活への意欲を高めるように記入することが大切である。

なお、記入に当たっては、適切な文章表現、正確な記入に努めること。

(7) 家庭との連携

教育活動の一層の充実を図るためには、一人一人の児童生徒に対する正しい理解を深めるとともに、教育に対する保護者の関心や理解を深め、教師と保護者の相互理解を図ることが大切である。そのためには、学校と家庭との密接な連携が必要である。

ア 家庭訪問

家庭訪問には、一斉に実施する定期訪問と、日常の教育活動の一環として必要に応じて行う臨時訪問とがある。通常、年度当初に実施されている定期訪問では、保護者と初対面になる場合が多いので、信頼関係を築く第一歩としたい。

家庭訪問の目的は、児童生徒の家庭及びその地域の実情を教育的にとらえることにある。さらに、保護者との親密感や相互理解を深めることによって、児童生徒の教育という共通の課題について理解と協力を得たいものである。

家庭訪問の留意点として次のようなことがあげられる。

訪問の際、決めた日時は必ず守る。

事前の準備として、他の教員との連携を密にし、話し合う内容を考えておく。

訪問時間は長くならないようにする。

保護者の願いを知り、共に考える態度で接する。

保護者の前で話しながら記録を取ることは避ける。

謙虚な態度で接するとともに、特に言葉遣いに留意する。

他の家庭、教職員や他の児童生徒のことを批判したり、プライバシーを侵したりしない。

児童生徒にとって学校生活の励みになるように努める。

学校生活上の問題点や要望に対して、即答できないことについては、学校で協議の上、後日返答する。

訪問後、具体的事実、指導事項等を、学年主任・部長や教頭に適宜報告する。

飲食等の接待は受けない。

イ 学級懇談会

学級懇談会は、保護者が来校し、担任と個別に又は学級の保護者全員と懇談するものである。保護者と担任が児童生徒の望ましい成長を願い、学校と家庭との連携を深める場となるので、教員側の一方的な説明に終わることのないよう留意することが大切である。

保護者全体との懇談は、ともすれば、保護者の関心が自分の子どもに集中するので、学校生活の様子、家庭学習の進め方、長期休業中の生活など、学年段階や開催時期によって適切な話題を設定する。

また、参加者が気軽に話し合えるような和やかな雰囲気づくりを工夫することによって、一層効果的なものとなる。なお、資料については個人に関するものは公開を避け、個人名を出さないなどの配慮が必要である。

リ 学級・学年通信

学級・学年通信は、学校からの諸連絡のほか、児童生徒たちの日々の活動や成長の姿を、情報として家庭に知らせることによって、より密接な家庭との連携を図ろうとするものである。

通信を発行する場合の留意点としては次のものがある。

学級経営の計画に基づくもので継続性をもつ。

内容が正確で考え方が偏らず、情報を受ける側の立場に立って構成する。

必要性、適時性、他の通知文との整合性等を考慮する。

具体的で平易な表現にする。

印刷不良や誤字、脱字がないようにする。

児童生徒の絵や作文などを載せる場合、特定の者に偏らないようにする。また、著作権、プライバシーの保護にも配慮する。

学年主任・部長や教頭、校長に目を通してもらい、学校が作成する責任ある文書として発行・配布する。

I P T A

P T Aとは、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、保護者と教職員とが協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興に努める団体である。さらに、児童生徒の校外における指導、地域における教育環境の改善・充実を図るため、会員相互の研修やその他必要な活動を行う社会教育関係団体である。

P T Aの運営や活動が形式化しないためには、保護者と教職員が同じ会員として、相互に尊重し合い、会員の意見が反映されるようにする。

教職員はこの組織や活動を生かし、学校とP T Aとが密接に連携して教育効果をあげるようにするとともに、すべての児童生徒の健やかな成長を考えていくという広い視野に立って運営されるよう協力したいものである。